生活のしおり

（観護措置・勾留に代わる観護措置用）

札幌少年鑑別所

目　　次

はじめに　P１

Ⅰ　生活の仕方

１　生活のきまり　P２

２　健康診断・診察　P５

３　運動　P７

４　入浴　P９

５　洗濯　P11

６　つめ切り・調髪・綿棒・電気かみそり　P13

７　衣類や日用品の取扱い（貸与・支給、差入れ・購入など）　P15

８　お金の取扱い　P22

９　図書・新聞　P23

10　宗教教誨　P27

11　一般面会　P29

12　付添人などの面会　P32

13　手紙など　P34

14　少年鑑別所の生活で苦情があるとき　P38

15　職員に相談したいことがあるとき　P45

16　生活する上で心がけること　P46

17　審判と処分　P47

18　少年鑑別所視察委員会　P50

19　不在者投票の実施について　P51

Ⅱ　少年鑑別所での生活

1　一週間の生活表　P52

2　一日の生活の流れ　P53

3　課題集　P64

4　様々な支援　P65

5　部屋替え　P68

6　集団室での生活　P68

7　災害時の行動　P69

8　国民年金（公的年金）制度について　P70

図解　布団の敷き方と就寝位置・整頓の仕方　P74

はじめに

今日から、あなたは、札幌少年鑑別所で生活することになりました。

まずは、家庭裁判所のことや少年鑑別所のことについて説明します。

（1）期　間

あなたは、家庭裁判所の「観護措置」という決定で少年鑑別所に入ってきました。少年鑑別所で過ごす期間は最大８週間（５６日間）ですが、多くの人は、だいたい３～４週間で「審判」を迎えます。その日まで少年鑑別所にいることになります。

審判の日は、家庭裁判所が決めます。審判の日が決まったら、すぐにあなたに知らせます。

勾留に代わる観護の措置やその他の決定により少年鑑別所に入ってきた人は、「観護措置」と違いますので、職員の説明をよく聞いてください。

（2）「審判」とは？「鑑別」とは？

「審判」は、大人の「裁判」に近いものです。「審判」では、裁判官から処分を言い渡されます（処分が言い渡されない審判もあります。）。処分には「保護観察」や「少年院送致」などがあります。処分については、後で詳しく説明します。「審判」の日まで、自分を見つめ、気持ちを落ち着かせて

生活することが大切です。

少年鑑別所では、「鑑別」というものを受けます。具体的には、面接やテストを受けたり、あなたの日々の生活や健康状態などを調べたりします。

Ⅰ　生活の仕方

1　生活のきまり

社会にきまり（法律）があるように、少年鑑別所にも守らなければならないきまり（規則）があります。まずは、次に示す＜生活のきまり＞をよく読んで覚え、これを守って、気持ちよく落ち着いた生活をするようにしましょう。

＜生活のきまり＞

① 他の人に暴力を振るったり、暴力を振るってけがをさせたりしないこと。

② 他の人を脅したり、脅して要求ごとをしたりしないこと。

③ かけ事やそれに似たようなことをしないこと。

④ 他の人の持ち物を盗まないこと。

⑤ 面会や手紙を利用して、①から④までの行為をしたり人に頼んだりしないこと。

⑥ そのほか、法律に触れるような行為をしないこと。

⑦ 他の人とけんかや口論をしないこと。

⑧　他の人を言葉で傷つけたり、いじめたり、ばかにしたりしないこと。

⑨　部屋の中で大きな物音をたてたり、騒いだりしないこと。

⑩　人が嫌がることをしたり、言ったりしないこと。

⑪　大声を出したり、口笛を吹いたり、歌を歌ったりしないこと。

⑫　壁や扉をたたいたり、けったりするなど周りの人の迷惑になるようなことをしないこと。

⑬　自殺しようとしないこと。

⑭　自分の体を傷つけたり、入れ墨を入れたり、髪やまゆ毛を抜いたりしないこと。

⑮　理由もなく食事をとるのを拒否しないこと。

⑯　食べ物や飲み物以外の物を食べたり飲んだりしないこと。

⑰　職員の指示に従わなかったり、勝手な振る舞いをしたりしないこと。

⑱　職員にしつこく言い寄ったりして、困らせたりしないこと。

⑲　うその申出をしないこと。

⑳　少年鑑別所の設備や物品を壊したり、汚したり、いたずらしたりしないこと。

㉑　逃げようとしたり、逃げる計画を立てたりしないこと。

㉒　面会・手紙以外の手段で外の人と連絡をとったり、とろうとしたりしない

こと。

㉓　危険なものを居室内に持ち込んだり、それを用いて建物を壊したり、他の人に危険を及ぼしたりするようなことをしないこと。

㉔　火を起こしたり、有毒なガスを発生させたりしないこと。

㉕　健康診断や必要な診療、薬の服用を拒否しないこと。

㉖　わいせつな行為や他の人に性的な行為をしないこと。

㉗　手続を受けずに、ものを隠し持ったり、部屋の中に持ち込んだりしないこと。

㉘　許可なく、ものを製作しないこと。

㉙　自分の持ち物や少年鑑別所から借りた物を、他の人と交換したり、貸し借りしたりしないこと。

㉚　自分の持ち物や少年鑑別所の物を、許可を得ずに勝手に捨てないこと。

㉛　食事や菓子を、他の人と交換したり、他の人に与えたりしないこと。

㉜　他の人とプライバシーに関わること（住所・電話番号・審判日・事件のこと・地元のこと・家族のこと・友人のこと・退所後のことなど）を聞いたり、教えたりしないこと。

㉝　会話が禁止されている場面で、理由もなく他の人と会話をしないこと。

㉞　他の部屋の人と窓越しに話したり、呼びかけたり、合図をしたり、紙切れ

などで連絡を取り合ったりしないこと。

㉟　決められた場所から勝手にいなくなったりしないこと。

㊱　廊下を歩く際、他の部屋をのぞかないこと。

㊲　自分の手紙を他の人に書かせないこと。

㊳　寝ていい時間帯や横になっていい時間帯以外に、寝たり、寝転がったりしないこと。

㊴　決められた点呼を受ける位置や、布団を敷く位置、居室の中の物の位置を勝手に変えないこと。

㊵　他の人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

㊶　以上のきまりを他の人に破るようそそのかしたり、破ることを手伝ったりしないこと。

以上のことを守れなかったときは、規則違反があったかどうかを調査します。そして、違反があった場合には、二度とそのようなことをしないための手立てをとることがあります。

２　健康診断・診察

入所したあとに、医師による健康診断を行います。今までのけがや病気のこと、現在のけがや病気のことについてきちんと説明してください。

具合が悪いときなどは、職員に診察を申し出てください。また、具合が悪そうなときには、医師からの指示により、診察を受けてもらうことがあります。費用はかかりません。

入所前にあなたを診察してくれていた医師の診療を受けたい場合には、認められる場合がありますので、職員に相談してください。

＜薬が出されたとき＞

薬が出されたときは、食後や寝る前など、使用する時間になったら職員が部屋まで持って行きます。職員から薬をもらってください。

飲み薬は、口に入れたら、飲み込む前に薬がきちんと口の中にあるかを職員に見せます。また、飲み終わったら、口を開け、舌を上げたり、舌を出したりして、薬が口の中に残っていないかを職員に見せます。さらに、コップに薬が残っていないかも見せてください。

塗り薬は、使用し終わったら食器口のところに置いておいてください。

入所したときに持ってきた薬や差入れの薬を使用することについては、職員に相談してください。

３　運　動

少年鑑別所の生活では、いろいろな悩みや心配事が出て来たり、室内で過ごしたりすることが多いので、気分転換や健康を保つためにも積極的に運動に参加しましょう。ただし、体調の悪い人は無理をしないでください。

運動には、部屋の外で行う運動（屋外運動、屋内運動）と、部屋の中で行う運動（居室内運動）の２種類があります。

（１）部屋の外で行う運動（屋外運動、屋内運動）

天気の良い平日は屋外運動場で運動を行います（屋外運動）。平日でも屋外運動場が使えない場合には、レクリエーション室などで行うことになります（屋内運動）。

主な内容は、柔軟体操、ランニング、球技、サーキットトレーニングなどです。部屋の外で行う運動への参加を希望する人は、運動実施前に希望を聞きますので、そのときに申し出てください。

また、外部から来る先生がエアロビクス・体力トレーニングやストリートダンスの指導をしてくれます。参加を希望する人は、その都度希望を聞きますので、そのときに申し出てください。

＜注意事項＞

①　部屋の外で行う運動は、他の人と一緒に行うので、職員の指示にきちんと従って参加してください。従えないときは、参加できない場合があります。

②　運動中にけがをしたり、調子が悪くなったりしたときには、すぐに申し出てください。がまんをしたり、無理をしたりしないでください。

③　エアロビクス・体力トレーニングやストリートダンスは、外部から来る先生が特別に指導してくれるものです。失礼のない態度で、一生懸命に取り組みましょう。

④　部屋の外で行う運動の時は、私物の衣類を着用できませんので、運動用に貸与された運動着を着用してください。

⑤　部屋の外で行う運動の実施前には、必ず自分がいる部屋で用便を済ませておいてください。

（２）部屋の中で行う運動（居室内運動）

部屋の中で行う運動（居室内運動）は、①テレビ画面を見ながら行うもの、②面会や面接などでその日に居室外運動に参加できなかった人が行うことができるものの２種類あります。いずれも自主的に行うものです。

＜ビデオ放映による居室内運動＞

午前と午後の２回、居室内運動用のビデオなどを放映しますので、テレビ画面の動きに合わせて体を動かします。実施する場合は職員に申し出る必要はありません。午後のビデオ放映が終了したら、１５分程度、自由に、ストレッチ、腕立て伏せ、腹筋運動などを行うこともできます。

＜居室外運動に参加できなかった人が行う居室内運動＞

面会や面接などでその日に居室外運動に参加できなかった人は、午後６時から同時５５分（黙想開始前）までの間に、居室内で運動（筋肉トレーニングや柔軟体操など）をすることができます。希望する人は、職員に申し出てから行ってください。

＜その他＞

○　ビデオなどが放映されていない時間であっても、体をほぐすためなどに、首や腕を回したり、背伸びをしたりすることはできます。

○　居室内運動は、他の部屋には学習や読書をしている人もいますので、声を出したりジャンプしたりするなど、音や振動が生じる運動は、周囲に迷惑をかけるので止めてください。

４　入　浴

体を清潔に保つために、次の表にしたがって、入浴を行います。健康上の理由で、入浴が禁止されている場合などを除き、必ず入浴してください。

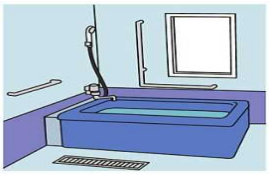

また、体調がすぐれない人は、職員に申し出てください。

＜入浴を行う日＞

曜日	月	火	水	木	金
実施日に○	○		○		○

入浴のときは、男子はシャツとズボンの服装で、女子は通常の服装のまま、入浴場に行きます。

入浴時間は、約２０分間です。単独の浴場と大浴場があります。持ち物は、以下のものです。

- タオル1枚（体を洗うタオル）

  ※私物のタオルは可

- 着替え

- 私物のシャンプー、リンス、石けん（私物がある人のみ）

＜浴槽につかる入浴の仕方＞

① 浴室に入ったら、まず身体や髪を洗います。集団の浴室でシャワーを使うときは、周りの人にお湯がかからないように座って使いましょう。

② 石けんやシャンプーをよく洗い流してから、浴槽に入りましょう。浴槽にはタオルを入れないようにし、入るときは温度を確かめて、やけどをしないように気をつけましょう。

③　周囲の迷惑になるような大きな声などを出さないでください。

④　他の人と必要以外に会話したり、目配せなどの合図をしたりしないでください。

⑤　お湯や水の無駄使いをしないでください。

⑥　浴槽から出たら、まず洗い場で身体についた水滴を拭き、だいたいしずくがたれなくなってから脱衣所に上がりましょう。

５　洗　濯

パンツや靴下は、自分の部屋で洗濯してください。希望により洗濯をします。肌着シャツは入浴日に合わせて、運動着は運動終了後など定期的に洗濯しますので、室内で洗う必要がありません。また、貸し出した少年鑑別所の衣類（室内着）や寝具類（枕カバー、シーツなど）は、定期的に交換します。

＜洗濯などの要領＞

①　パンツ・靴下は毎日洗濯をするようにして、洗濯物をためないようにしましょう。（起床後から夕食前までの間に行います。）

②　部屋にある洗濯石けんと洗面器、洗濯用のゴム手袋を使い、バケツを利用した場合の汚れた水はトイレに流してください。

③　洗濯物は、十分にしぼってからハンガーにかけて乾かしてください。窓の格子、窓、パネルヒーターなどにかけてはいけません。

④　鼻血や汁をこぼすなどして枕カバー、パジャマ、服などを汚したときは、自分ですぐに汚れた部分を洗ってから職員に交換を申し出てください。

⑤　誤って濡らしてしまった敷布やふとんカバーなどの大きいものを乾かすときや汚れが落ちないときは、職員に申し出てください。

＜私物の洗濯物の取扱い＞

①　私物の衣類（少年鑑別所から貸したものではない衣類）は、少年鑑別所で無料で洗濯することもできますが、洗濯が困難なもの、手間のかかるものはできません。少年鑑別所での洗濯を希望する場合には「無料洗濯願」を提出してもらいますので、職員に申し出てください。ただし、パンツと靴下は除きます。

②　私物の衣類を洗濯する日は、毎週土曜日です。ただし、必要があると認められる場合には、入浴日にも行う場合があります。

③　少年鑑別所から、替えの衣類を借りることもできます。そのときには、汚れた私物の衣類は、少年鑑別所に預けてください。

④　私物の衣類を専門の洗濯業者に出して、洗濯する必要がある場合は職員に相談してください。代金は、原則として自己負担（入所したときに持っ

てきたお金や差し入れてもらったお金から支払う。）となりますが、特別な事情があるときには無料で行うこともできます。

６　つめ切り・調髪・綿棒・電気かみそり

（１）つめ切り

つめ切りを使いたい人は、毎朝起床後に職員に申し出てください。使い終わったら、食器口（カウンター）の上に置いておいてください。

（２）調髪

髪を切りたい人は、理容師による調髪ができますので、毎週木曜日に職員に申し出て、「調髪申出書」を提出してください。実施する日は、その翌週のいずれかの日となりますが、場合によっては前後することがあります。少年鑑別所で調髪できる髪型は、男子は丸刈り（５mm程度）や整える程度（手間のかかる髪型にはできません。）、女子は整える程度（手間のかかる髪型にはできません。）です。料金は無料です。ただし、実施する日に、審判などがある人や少年鑑別所にいない人は、実施できません。申し込める回数は、１人につき、月に１回です。

これ以外にも、自分のお金を使って調髪ができることもありますので、希望する場合には職員に相談してください。ただし、細かい要望には応じられない場合があります。

実施する日は、同じくその翌週のいずれかの日となりますが、場合によっては前後することがあります。料金については職員に質問してください。入所したときに持ってきたお金や差し入れてもらったお金から支払います。ただし、実施する日に、審判などがある人や少年鑑別所にいない人は、実施できません。申し込める回数は、１人につき、月に１回です。

（３）綿棒

綿棒を使いたい人は、火曜日、金曜日の起床後に職員に申し出てください。使用した綿棒は食器口（カウンター）の上に出してください。

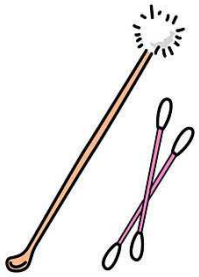

また、入浴中に耳の中に水が入るなどして綿棒を使いたい時は、入浴後に職員に申し出てください。

私物の綿棒を使用したい人は、職員に申し出てください。

（４）電気かみそり

男子で、ひげをそりたい人は、毎朝起床後に職員に申し出てください。電気かみそりと掃除用ブラシを貸し出します。電気かみそりを使える時間は、起床から朝食前までです。貸し出した電気かみそりは、使い終わったら確認しますので、食器口（カウンター）の上に置いて職員に見せてください。また、掃除用のブラシは小さいので、なくさないようにしてください。

女子は、女子用の顔そりシェーバーを２週間に１回ぐらいの間隔で貸し出しているので、職員に申し出てください。取扱いは、男子と同じです。

私物の電気かみそりがある人は、教官室で預かっていますので、同じように毎朝の起床後に職員に申し出てください。

７　衣類や日用品の取扱い（貸与・支給、差入れ・購入など）

所内生活で必要な衣類、寝具、日用品などは全て少年鑑別所が用意します。入所した時に、持ってきた荷物やお金は、少年鑑別所で預りますが、これらは少年鑑別所から出るときに返します。

なお、希望すれば、自分が持ってきたもの、家族の人などに差し入れてもらったもの、自分で買ったものなどを使用できる場合がありますので、職員に申し出てください。

（１）少年鑑別所が貸与する（貸し出す）ものや支給する（与える）もの

少年鑑別所では、日常生活に必要なものを貸与し、又は支給しています。貸与するものと支給するもの、その数は「給貸与物品一覧表」のとおりです。

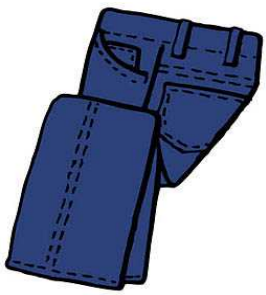

○　花びんや観葉植物は、日中はテレビ台の上などのじゃまにならないところに置くことができます。夜間に落下すると危ないので、就寝前には洗面台の下などに移動してください。

○　写真立ては、日中は机の上に置くことができます。夜間は、落下して自分に当たらないような場所に置いてください。

○　トランプを使用できる時間は、自由時間などです。自由時間が終わる前に、職員に返してください。

（２）持ち込み品・差入品・購入品の使用について

入所してきたときに自分で持ち込んだ私物、面会のできる人（例えば、家族）などから差し入れられたもの、業者から購入（買い物）したものを部屋の中で使うことができる場合があります。その基準は「自弁物品使用等一覧」のとおりです。ただし、少年鑑別所の中で使用することが不適当なものなどは、ここでは使用できない場合があります。また、他の少年鑑別所からきた人は、前の少年鑑別所で使うことができていたものであっても、ここでは使えない場合もあります。

入所したときに自分で持ち込んだ私物（少年鑑別所で預かっている私物も含みます。）を使用したい人は、入所したとき又は毎週月曜日に、職員に申し出てください。ただし、眼鏡などの補正器具、当事者として継続中

の裁判所の事件に関する記録や書類は曜日にかかわらず、平日に申し出てください。

○　日用品及び嗜好品は、指定された業者から、購入することができます。購入を希望する人は、原則として毎週火曜日の起床後から午後８時までに申し込んでください。ただし、祝日がある場合など、注文を取る日が前後することがあります。また、交付するときに、審判があったり、少年院に移動していたりするなど少年鑑別所にいないことが考えられる場合には、購入できません。あなたの手元には、申し込んだ日からだいたい２日後に届きますが、祝日がある場合などで前後することがあります。

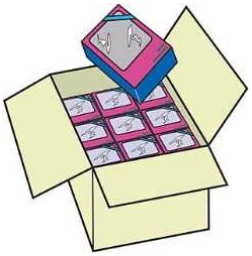

購入するときの支払いは、入所したときに持ってきたお金や家族などから差し入れられたお金（少年鑑別所で預かっています。）の中から差し引きます。

指定された業者から通常に購入できるものと一度に購入できる個数などは、最後のページにある「購入物品一覧表」のとおりになります。

○　医療用品（メガネ、コンタクトレンズ、その他の補正用具及び薬品類など）の使用については、医師の許可が必要です。

○　私物のパジャマについては、就寝時間帯（午後8時から翌日午前7時まで）

に居室内で使用できます。ただし、医療上など必要と認める場合は除きます。

○　書籍・雑誌・新聞の詳しいことは「９　図書・新聞」で説明します。

○　ノートについては、書き込みがあると許可されない場合もあります。

○　購入又は差入れの嗜好品及び飲料については、日記記入の時間からテレビ視聴開始までの時間及び就寝時間帯は、食べたり飲んだりできません。また、土・日曜日午前の課題に取り組んでいるときも摂取できません。

○　弁当は、指定された業者から、購入することができますが、購入した場合は、少年鑑別所からの食事は支給しません。購入できるのは、月曜日から金曜日までの昼食と夕食です。申し込んだ日から2日後に交付します（ただし、木曜日に申し込んだ場合は、翌週の月曜日に、金曜日に申し込んだ場合は、翌週の火曜日になります。）。購入を希望する人は、月曜日から金曜日の起床後から午後８時までの間に、2日後に交付される弁当（ただし、木曜日に申し込む分は、翌週の月曜日に、金曜日に申し込む分は、翌週の火曜日に交付されます。）の注文を受け付けますので、職員に申し出てください。ただし、医療上、購入できない場合もあります。また、交付する日に、審判があったり、少年鑑別所にいないことが明らかであったりする場合は、購入できません。

○　立体パズルについては、トランプと同じく自由時間などに使用できます。

○　「数量」欄は、居室内で持てる最大の数です。入所した時に持ち込んだ数と差し入れられた数と購入した数を合わせたものになりますので、それ以上は所持できません。少年鑑別所に預けるか、家族などに引き取ってもらうことになります。

○　「制限」欄は、○は指定する事業者からの購入又は差入れに制限するものです。●は入所時（他の少年鑑別所や少年院からの入所は除く。）又は差入れにおいて、未開封・未使用のものに制限するものです。

○　「居室外所持品」欄は、○は居室外で所持する物品とするものです。教官室などで保管します。使用したい場合は、口頭により職員に申し出てください。

○　個別購入と書かれているものは、その都度、必要があるなどして購入することができるものですので、職員に相談してください。

○　一人の人が、一回の差入れで交付できる物品の種類ごとの数量は、この表のとおり制限があります。少年鑑別所でもこうした制限について、掲示や連絡などで面会できる方にお知らせしていますが、あなたからも面会できる方に連絡などを行ってください。

（３）持ち込み品、差入品、購入品の管理

寮の中で私物を使用するときは、次のようにしてください。

○　切手やはがきは、お金に代わるものですから、貸し出しているクリアケースに入れて、なくさないように自分で管理してください。

○　部屋の中に持ち込んだ私物は、部屋の中では、整理棚などに整理して保管してください。その場合、高く積むと危険ですので、高さに上限（整理棚は上底からおおむね５センチメートル、ロッカーの上端からおおむね１０センチメートル）を設定しています。高く積み上げないようにしてください。

○　写真立ては、机の上に置くことができます。夜間は、落下して自分に当たらないように置いてください。

○　居室の中で所持できる手紙の数は、２５通までです。それ以上は、少年鑑別所で預かりますので、職員に申し出てください。

○　所持している私物には、番号などの誰の物かわかるような表示をしてもらう場合があります。ただし、表示する必要のないものは除きます。

○　日用品及び嗜好品の購入については、「（２）持ち込み品・差入品・購入品について」に記載されているとおりです。

（４）宅下げについて

私物を家族などに引き取ってもらうことを「宅下げ」と言います。不必要なものや保管に不便なもの、危険なものなどは、家族の人に引き取ってもらいますので、宅下げの手続をしてください。

「（６）私物の持ち込み制限」で記載されているとおり、制限を超えた場合も宅下げの手続をしてもらうことがあります。

なお、宅下げについては、「１１　面会」の「（３）面会の方法」でも説明していますので、確認してください。

（５）廃棄について

少年鑑別所に持ってきたものや、差し入れられたもののうち、不必要となったものを捨てることを「廃棄」といいます。勝手に捨てたりせず、職員に捨てたいことを申し出てから、職員の指示に従ってください。

（６）私物の持ち込み制限

少年鑑別所で保管できる私物の量には制限があります。部屋の中に持ち込んだものと少年鑑別所に預けているものの合計は50リットルです。これを超えた場合には、眼鏡などの補正具や裁判関係の書類などを除いて、超えた分を家族などに引き取ってもらったり、廃棄などの手続をしてもらったりすることがあります。制限を超えたらお知らせしますので、それから、おおむね２週間程度の期間を目安に手続を行います。

また、部屋の中に持ち込める私物の量にも制限があります。入所の際に、プラスチックケース（４０リットル）で計り、入りきらない分は少年鑑別所で預かります。家族などから差入れがあったり、購入したりして、４０リットルを超える場合も、少年鑑別所で預かります。

なお、保管に不便なもの、危険なものを含め、少年鑑別所に持ち込むことが不適当なものなども、家族の方などに引き取ってもらったり、廃棄などの手続をしてもらったりすることがあります。また、必要のないものは、差入人に引き取ってもらうことがあります。

８　お金の取扱い

入所時に持ってきたお金は、少年鑑別所が預かり、責任をもって管理します。お金の差入れがあった場合にも、少年鑑別所で預かり、日用品やお菓子などの嗜好品を購入した場合には、預けたお金からその分を差し引きます。少年鑑別所で預かって管理したお金は、退所するときに渡します。

なお、少年鑑別所にいる間、また、入所時に持ってきたお金を面会できる人などに引き取ってもらうこともできます。

９　図書・新聞

（1）図書

少年鑑別所で読める図書には、①少年鑑別所の図書、②私物の図書の２種類があります。少年鑑別所の図書と私物の図書にかかわらず、図書は大切に扱い、破ったり、落書きをしたりしないようにしてください。借りた本に落書きや破損があった場合は職員に申し出てください。

＜図書の種類＞

①　少年鑑別所の図書（少年鑑別所に備えられている図書）

少年鑑別所の図書には、娯楽用の図書と学習用の図書の２種類があります。娯楽用の図書は、一度に８冊まで部屋の中で持つことができます。学習用の図書は、必要な冊数であれば、部屋に持ち込む数に制限はありません。貸出期間は、おおむね２週間以内です。

毎週火曜日と金曜日は、図書室に行って図書を交換できます。図書交換の時には多数の人が集まりますが、他の人とは必要以外の会話はできません。また、図書交換は、みんなが順番に行います。次の日課に支障が出ますので、素早く行って１人５分程度で終えるよう心がけてください。

それ以外の日は、職員に申し出て図書を交換してもらうことができます

（原則１日１回まで）。

② 私物の図書（入所時に持ち込んだ図書・差入れの図書・購入した図書）

入所時に持ってきた図書や、差入れの図書、自分で購入した図書を部屋の中で持つことができます。私物の図書には、私物の図書であることが分かる標示をしてもらうことになります。私物の図書は整理棚等で保管してください。差入れ可能な冊数は、１度に８冊までですが、学習用の図書（教科書、学習参考書など）は、必要な冊数であれば、部屋に持ち込む数に制限はありません。ただし、居室内で所持している私物の量が４０リットルを超える場合には、少年鑑別所に預けてもらいます。

私物の図書を読みたいときは、職員に申し出てください。職員が私物の図書の内容を確認して、少年鑑別所の中で読める場合は、あなたに渡しますが、中身の検査に数日かかることがあります。また、袋とじ部分がある場合は、検査のため職員が開封することになります。

次のような内容を含む図書は、内容的に好ましくない部分を削除や抹消したり、読むことができない場合があります。

・少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような内容を含むもの

・事件の証拠を隠したりする内容や、あなたの事件に関する内容を含むもの

・非行や犯罪をそそのかすような内容を含むもの

・健全な育成に害がある内容を含むもの

・鑑別の検査などに支障がある内容を含むもの

＜図書の購入＞

① 購入希望の受付

自分で読みたい図書を自分のお金で購入することができます。購入できる冊数は１回に３冊までです。毎週日曜日に受け付けます（月曜日が祝日の場合は、前の週の木曜日に受け付けます。）ので、職員に申し出てください。ただし、審判が近い人や私物の量が50リットルを超える人などは受け付けられない場合があります。また、買った本の内容によっては、＜図書の種類＞②で説明したように読むことができない場合があります。

② 購入図書の交付

あなたの手元に届くまでに、数日かかります。

週刊誌については、月、火、水曜日発売のものは、その週発売の最新号が金曜日に届く予定です（ただし、水曜日発売のものは、金曜日に届かない場合があります。）。

そのほかの図書（単行本、月刊誌など）については、申込みしたときに、業者に在庫がない場合は購入できません。また、あなたの審判日やあなたが退所する日までに届かない場合も購入できません。

③　その他

購入した雑誌については、読み終わったりして必要なくなった時は、職員に申し出て、廃棄するようにしてください。退所する時に持って帰りたい人は、少年鑑別所に預けるようにしてください。

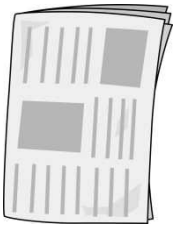

（２）新聞

休刊日を除き、各部屋に新聞を回覧しますので、希望する人は読んでください。新聞が入ったらすぐに読み始め、読み終えたら、食器口（カウンター）に出します。みんなで読むものですので、落書きや破損などしないで、大切に扱ってください。

＜新聞の購入＞

新聞は自分のお金で購入することもできます。購読期間（契約期間）は通常１５日間（毎月１日から１５日まで、１６日から月末まで）で、朝刊のみの購読となります。購入した新聞は、自分の部屋の中に置いておくことができますが、読み終わったときは、できるだけ職員に申し出て廃棄してください。どうしても持ち帰る必要があるときは、職員に相談してください。

当所で購入できる新聞は「読売新聞」又は「北海道新聞」のうち１紙で、１回の契約で支払う金額は、１日から１５日までの分、１６日から月末までの分になります。購入の受付は、入所したとき、毎月１０日と２５日です。金額

の確認を含め、希望する場合は、その日に職員に申し出てください。

新聞店との契約により、日割りでの契約・支払いはできないため、購読期間終了前に退所した場合でも、支払った金額の返金はできません。購入した新聞でも、内容的に好ましくない部分があるときは、削除や抹消されたり所持できない場合があります。

（3）その他

外国語の本や新聞を読むときに、中に書いてあることを検査する必要があるときは、翻訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、外国語の本や新聞を読むことを希望する人に負担してもらうことがあります。

10　宗教教誨

信仰している宗教・宗派の先生と話をしたい、または話を聞いてみたいと思ったときには、少年鑑別所の中で、宗教の先生と話をすること（これを「宗教教誨」といいます。）ができます。

その希望がある場合には、職員に「宗教教誨を希望する」と申し出てください。申込用紙を渡します。

なお、希望を申し出る際には、次の注意事項をよく理解した上で、申し出るようにしてください。

＜宗教教誨の注意事項＞

○　申出をしても、宗教の先生の都合などにより、あなたの希望どおりに実施できない場合があります。

○　「接見等禁止決定」がなされている人は、宗教教誨を希望することはできません。

○　宗派の希望を聞くことはできますが、この宗教教誨は、あなたがふだんつき合いのある宗教の先生個人を指定することができるものではありません。あくまで、少年鑑別所が紹介する同じ宗教・宗派の先生と話をしてもらうことになります。

○　宗教教誨を受ける際には、宗教の先生に、あなたの個人情報（性別、年齢、今回の事件のことなど）を事前に伝えることがあります。ただし、宗教の先生が、あなたの個人情報を他の人にもらすことはありませんので、安心してください。

○　あなた以外にも同じ宗教・宗派の教誨を希望する人がいたときには、一緒に宗教教誨を行う場合があります。

11　一　般　面　会

（1）面会の時間と面会できる日

面会の受付時間は、平日の午前9時00分から午前１１時３０分までと午後１時から午後４時３０分までです。

面会の実施時間は、平日の午前９時００分から正午までと午後１時００分から午後５時００分までです。

特別な事情がある場合を除き、土日や祝日、年末年始の休み期間の面会はできません。

（2）面会できる人

面会できるのは次のような人です。入所したとき又はその都度、次に記載してある「面会できる人」を参考にして、面会の相手を書面で届け出てもらいます。

○　あなたの保護者等（親又は親代わりの人）

○　あなたの親族（親せきや配偶者（妻や夫）、配偶者の家族などを言います。）

※　民法７２５条に基づき、六親等以内の血族と配偶者、三親等以内の姻族を言います。たとえば、兄弟姉妹、おじいさん、おばあさん、おじさん、おばさん、いとこ、おい、めいです。

○　あなたの配偶者ではないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人（この場合は、あなたの保護者と相手の保護者の同意が必要であったり、保護者に面会に同席してもらったりする場合があります。）

○　面会することが必要な人（たとえば、結婚に関する手続、今回の事件だけに限らない裁判の手続、受験の手続や学校・勤め先に戻る準備など、身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のために来所した弁護士、公的機関の職員、学校関係者、職場の雇主など）

○　その他少年鑑別所で面会する必要があると判断した人

ただし、これらに該当する人でも、接見等禁止決定がなされている場合などは、面会が認められません。

（3）面会の方法

面会は次のような手順で行います。

○　面会者が来たら、職員がそのことを知らせに行きます。そのときに、間違いがないように面会者の名前や面会者とあなたの関係を確認します。確認ができたら面会室に移動します。

○　面会には、少年鑑別所の職員が立ち会います。

○　１回につき３０分です。ただし、状況により１０分を下回らない範囲で短縮することがあります。

○　一度に面会できるのは、原則として３人までです。

○　同じ面会者との面会は、１日当たり１回までです。

○　面会中は、面会者との間で物のやりとりをすることはできません。面会者から物を受け取る場合には、差入れの手続が、面会者に物を渡すときには宅下げの手続が必要となります。その手続は、面会終了後に行いますが、事前に面会があることが分かっている場合は、職員に申し出て事前に手続を行ってください。

○　面会の時には、面会者が差し入れたジュースを１本飲むことができます。残ったジュースを部屋に持ち帰ることはできません。

（４）面会を一時停止又は中止する場合

次のことに当てはまる場合には、面会を一時停止したり、その面会を中止したりすることがあります。

○　面会者が身分をいつわって面会したことが分かったとき。

○　暗号などの使用によって、面会での会話の内容が職員に理解できないとき。

○　事件の証拠を隠そうとするような会話があったとき。

○　非行や犯罪をそそのかすような発言が出たとき。

○　脅迫するなど、犯罪に当たるような行為を行ったとき。

○　少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような行為があったとき。

○　あなたをひどく不安にさせるようなことを面会者がしたとき。

○　面会のルールや立ち会っている職員の指示にしたがわないとき。

○　特定の用務処理のための面会において、話題が必要な範囲を逸脱したとき。

（5）その他

外国語で面会をするときに、面会で話している内容を確認する必要があるときは、通訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、面会をする人（あなた）に負担してもらうこともあります。

12　付添人などの面会

あなたの事件について弁護又は協力をしてくれる人で、観護措置の場合は付添人といいます。付添人が必要な場合には、あなた又は保護者等が自費で選ぶことができます。また、付添人を雇う費用を国で負担する制度があります。ただし、事件の内容や所持金の額によって、制度を利用できる場合とできない場合があるので、希望する人は、職員に相談してください。

付添人や付添人になろうとする人との面会は、一般面会とは異なり、次のような手順で行います。

○　付添人や付添人になろうとする人との面会があるときは、職員がそのことを知らせに行きます。そのときに、間違いがないようにあなたの名前を確認します。確認ができたら、面会する場所・部屋に移動します。

○　面会には、少年鑑別所の職員は立ち会いません。

○　面会中に付添人からノートや便せん、名刺などは、その場では受け取れません。面会が終わってから渡します。

○　付添人に便せんやノートなどの見せたい物があるときは、事前に申し出て許可を受けてから、面会に持っていくことができます。許可を得るには、数日かかりますので、早めに申し出るようにしてください。

○　付添人に便せんやノートなどの物を渡したいときは、宅下げ（７　「衣類や日用品の取扱い」）で説明しています。）の手続が必要です。その場では渡せませんので、できるだけ、早めに又は面会の前に、職員に申し出て、宅下げの手続をしてください。

○　一般面会にある「１回につき３０分」と「１日当たり１回まで」という制限はありません。

13　手紙など

手紙のやりとりは、基本的に誰とでも行うことができます。

（1）手紙を出すとき

手紙を出す時は、切手やはがき、便せん、封筒、郵便書簡（ミニレター）などを使います。特別な場合を除き、手紙用品は支給しません。原則は自分の物を使います。あなたの切手やはがき、郵便書簡などは、貸し出しているクリアケースに入れて、自分で管理してください。

お金がない場合、保護者などに、どうしても手紙を出さなければいけない事情がある人は職員に相談してください。

少年鑑別所の住所は次のとおりです。

郵便番号　００７－０８０２

札幌市東区東苗穂２条１丁目１番２５号

また、相手からの手紙については、札幌少年鑑別所と書かなくても上の住所を書くだけで届きます。

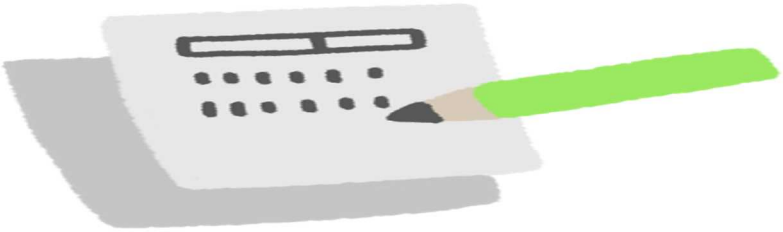

＜手紙の書き方＞

○　封筒は、一重のものを使用してください。二重封筒は使用できません。

○　封筒やはがきの表に、相手の郵便番号、住所、氏名をボールペンで書きます。

○　封筒や郵便書簡の場合は、裏の左下に、はがきの場合は、表側の左下に、自分の名前をボールペンで書きます。

○　使用できる用紙は、原則としてはがき、郵便書簡、便せん紙又は罫線用紙（Ａ４サイズ以下）です。

○　使用できる筆記具は、原則として鉛筆、シャープペンシル、ボールペン（黒又は青）、万年筆（黒）です。

○　書いた手紙は、職員が内容を検査しますから、封筒の封をしないで提出してください。

○　提出するときは、必要分の切手を貼って提出してください。

○　手紙を提出できる日と時間帯は、毎日午後零時（昼食後）から午後８時５０分（就寝前）までです。急いで手紙を出す必要がある人は職員に相談してください。

（２）手紙を受け取るとき

手紙がきたら、職員が差出人（手紙を出した人）や内容を確認してから

渡しますが、「（３）手紙の内容による制限」のように取り扱うこともあります。また、差出人が分からない手紙も渡せないことがあります。受け取った手紙は、整理棚などに整理して保管してください。

（３）手紙の内容による制限

手紙の内容が、次のような不適切な場合には、書き直しをしてもらうか、不適切な部分を消した上で、発送したり、あなたに渡したりすることがあります。また、発送を差し止めたり、少年鑑別所で預かって退所の際に渡したりすることもあります（場合によっては保護者等の方などに渡すことがあります。）。

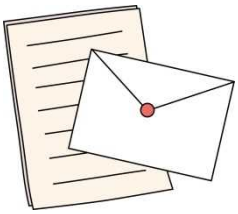

○　読めない字や記号、絵などを使っているもの。

○　法律に違反するもの。

○　他の人が法律に違反するのを助けたり、誘ったりするもの。

○　少年鑑別所の中のきまりを破ったり、少年鑑別所の中でのありもしないうその内容を記載したもの。

○　審判の妨げになるようなものや友だちに審判の日を教えるもの。

○　相手を脅したり、相手に嫌がらせをしたり、相手に損害を与えるもの。

○　相手がひどく不快に感じたり、相手を侮辱するもの。

○　事件の証拠を隠すようなことを人に依頼するようなもの。

○　職員や建物の配置、少年鑑別所の警備に関するもの。

○　少年院又は少年鑑別所にいる他の人に関するもの。

（4）急いで手紙を届けたい場合

札幌近郊に住んでいる人に手紙を出したら、だいたい2日後には相手に届きますが、土曜日・日曜日や祝日が間に入ったり、夜間に手紙を出したりすると、届くのが遅くなることがあります。早く確実に相手に手紙を届けたい場合、手紙を速達で出すことができますので、職員に伝えて速達で手紙を出す手続をしてください。このときには普通の郵便料金のほかに、速達料金が必要となります。料金については職員に質問してください。

また、緊急に外の人と連絡を取りたいときには、電報を利用することもできます。電報を発信したい人は、願出用紙を渡しますので、職員に申し出てください。その後、電報の用紙（郵便局指定の用紙）を渡しますので、①その用紙に伝えたい内容を記載して、②封筒に入れて、③封筒は封をしないで、④必要分の切手を貼って、提出することができる時間帯に職員に提出してください。必要分の切手の目安は、職員に質問してください。

（5）その他

外国語で手紙のやり取りをするときに、中に書いてあることを検査する必要があるときは、翻訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼するこ

とがあります。このときの費用は、手紙をやり取りする人（あなた）に負担してもらうこともあります。

14　少年鑑別所の生活で苦情があるとき

あなたがこの少年鑑別所で生活している間に、不満や納得のいかないことが出てきて、「苦情を言いたい。」「納得できない。」などと思うようなことがあるかもしれません。

そのようなときのために、少年鑑別所では、次の二つの方法を用意しています。申出の内容を職員が知ることはありません。

（１）救済の申出

（２）苦情の申出

このうち（２）の苦情の申出は、監査官に申し出るものと、少年鑑別所長に申し出るものとの２種類があります。ここでは、これらの手続方法や、手続する上で知っておいてほしいことについて説明します。大切なことですので、よく読んでしっかり理解しておくようにしてください。

※　「監査官」とは？

少年鑑別所のことを調査したり、指導したりするために来る人のことです。

（１）救済の申出

この少年鑑別所の中で、あなたが受けた処遇について苦情があり、そ

の措置を取り消してもらいたいときには、法務大臣に対して救済を申し出ることができます。

※　「処遇」とは？

「処遇」とは、この少年鑑別所の中で、所長やその他の職員から、あなたが受けた様々な取扱いのことをいいます。

「あなたが受けた処遇」には、ここにいる他の人が受けた取扱いのこと、他の少年鑑別所でのこと、これから受けるかもしれない取扱いのこと、家庭裁判所調査官との間であったことや家庭裁判所の決定などは含みません。

＜救済の申出の方法＞

①　法務大臣に対して救済を申し出たい場合には、起床から就寝までの間に、職員にそのことを伝えてください。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

②　その後、言いたいことを記入する「救済申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する「封筒」を渡します。

③　「救済申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、他の人に手伝ってもらうことはできません。

④　「救済申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。

⑤　「救済申出書」を作成したら、職員に申し出てください。「救済の申出書」以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒や切手は自分のものを使います。封筒や切手を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

宛先は

郵便番号１００－８９７７ **東京都千代田区霞が関１－１－１　法務大臣**

あなたが出した封筒は中身を開けず、そのまま法務大臣のところに届けられます。その後必要な手続がとられ、結果があなたのところに伝えられます。

⑥　この法務大臣に対する救済の申出は、次のことに限り、あなたがここを退所したあとも行うことができます。

ただし、退所した翌日から３０日以内に限られますので、注意してください。

- 外国語の図書、新聞紙の翻訳をするための費用を自分で払ったことについて苦情があるとき
- 面会のときに通訳するための費用や、手紙を出したり受け取ったりする

ときに翻訳する費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

- 差し止められた手紙や削除、抹消された手紙の一部分の写しを退所時に引き渡されなかったことについて苦情があるとき
- 職員から力ずくで体を押さえられたり、手錠をかけられた場合や一般の部屋から保護用の部屋（保護室）に入れられたことについて苦情があるとき

救済の申出の手続について分からないことがあれば、相談を受ける職員（相談員）がいますので、相談したいことがある人は申し出てください。相談員は相談内容の秘密を守りますので、安心して相談してください。ただし、相談員の職員に、直接救済の申出などをすることはできません。

（2）苦情の申出

苦情の申出は、あなたが受けた処遇について、苦情を申し出ることができる制度です。

苦情の申出は、審判日が近くなってからしても、退所までに処理が間に合わず、処理結果の説明を受けられなくなることがあります。

＜監査官に対する苦情の申出の方法＞

① 監査官に対する苦情の申出ができる日は限られています。監査官への苦情の申出ができる日が近づいたら事前に知らせます。

② 監査官に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接をして

伝える方法の２種類があります。監査官に対する苦情の申出をしたい場合は、職員にそのことを伝えてください。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

③　書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「監査官苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する「封筒」を渡します。

④　「監査官苦情申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、他の人に手伝ってもらうことはできません。

⑤　「監査官苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。

⑥　「監査官苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

あなたが封をした封筒は中身を開けず、監査官のところに届けられます。

⑦　監査官に直接会って、苦情を申し出る場合は、監査官との面接当日、

監査官の面接の準備ができたときに声をかけます。

⑧　監査官に書面を提出したり、直接会って苦情を伝えると、監査官が必要な調査などを行い、結果があなたのところに伝えられます。

＜少年鑑別所長に対する苦情の申出の方法＞

①　所長に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接して伝える方法の２種類があります。所長に対する申出をしたい場合は、起床から就寝までの間に、職員にそのことを伝えてください。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

②　書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「少年鑑別所長苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する「封筒」を渡します。

③　「少年鑑別所長苦情申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、他の人に手伝ってもらうことはできません。

④　「少年鑑別所長苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。

⑤　「少年鑑別所長苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てくださ

い。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

あなたが出した封筒は中身を開けず、所長のところに届けられます。

⑥　所長に直接会って、苦情を申し出る場合は、所長あるいは所長の指名した職員が話を聞きますので、準備ができたときに声をかけます。また、必要に応じて、事前に言いたいことを紙に書いてもらうこともあります。

⑦　所長あるいは所長の指名した職員に書面や直接会って苦情を伝えると、所長が必要な調査などを行います。

⑧　調査が終わると、所長は、あなたが申し出た事実があったかどうか、事実があった場合にあなたが受けた処遇は正しかったと認めるかどうか、これから少年鑑別所が改善すべきことは何かなどについて決めます。その結果は、所長又は所長から指名を受けた職員があなたに伝えます。

（３）注意点

（１）の救済の申出や（２）の苦情の申出をしたことによって、家庭裁判所が不利な決定をすることはありません（そもそも、家庭裁判所には

申出の内容を伝えません。）。

「法務大臣に対する救済の申出」と「監査官に対する苦情の申出」をした場合は、申出をしたことをあなたの保護者等へ通知します。

処理結果（法務大臣や監査官の判断）は、保護者等が通知を希望し、かつあなたが同意するときに保護者等へ通知します。

また、職員があなたを不利益に取り扱うこと（例えば、職員が嫌がらせをするなど）はありませんので、安心してください。申出をしたことで少年鑑別所があなたのことを悪く評価することはありません。

15　職員に相談したいことがあるとき

あなたに悩みごとや困っていることがある場合、職員が分かる範囲で、個別に相談に応じますので、希望があれば申し出てください。また、少年鑑別所の職員に伝えておきたいことなどがある場合についても、個別に相談に応じますので、希望があれば申し出てください。

もしも、職員に相談を申し出たくても、直接に言い出しにくければ、希望があることを日記に書いてもいいです。

なお、あなたが申し出た時間や曜日によっては、すぐに応じるのが難しい場合もありますが、そのような場合も、できるだけ早く応じるよう努力しますので、遠慮することなく申し出てください。

16　生活する上で心がけること

この冊子の一番初めに「生活のきまり」を説明しました。それに加えて、健康的に気持ちよく生活するために、次の点についても、できるだけ心がけて生活しましょう。

○　食事はきちんと食べ、健康に気をつけましょう。

○　服装や身だしなみはきちんとし、だらしなくならないようにしましょう。

○　部屋はきちんと掃除し、いつも清潔にしておきましょう。

○　自分の物や借りたものは、きちんと管理し、大切に使うようにしましょう。

○　周りの人が嫌な思いをしないよう気を遣って生活を送りましょう。

○　整理整頓に心がけましょう。

○　言葉づかいや振るまいに注意して、礼儀正しくしましょう。

○　体の具合が悪いときは、早めに職員に申し出るようにしましょう。

○　審判や運動、面接、面会、テスト、外部の先生による指導などで部屋を出る前には、用便を済ませておきましょう。

○　いろいろな用件で職員に願い出をする場合は、書面で行うことが多く、手続に時間がかかります。早めに申し出ることを心掛けてください。

17　審判と処分

審判は、裁判官があなたの犯した非行に対する最終的な処分を決めるものです。審判には家庭裁判所の調査官、書記官のほかに、あなたの保護者や付添人などが出席します。落ち着いて裁判官の質問に答えられるように準備してください。

（1）審　判

審判日が近づくと、だれでも気持ちがそわそわして、落ち着かなくなってしまいます。そのため、事件のこと、これまでの生活、これからの生活については、ふだんから考えをまとめておきましょう。

＜審判とは＞

① 「審判」では、家庭裁判所の裁判官が処分を決定します。

② 家庭裁判所から審判の日が決まったという連絡がきたらすぐあなたに知らせます。

＜審判当日＞

① 当日の朝、起床後すぐに部屋にある持ち物〔寝具類（枕カバー・シーツなど）と衣類など〕をまとめます。

② トイレなどもすませておきます。

③ 自分の衣服に着替えてから家庭裁判所に行きます。

④　審判当日の朝は、部屋（特にトイレ）の清掃を丁寧に行いましょう。

⑤　忘れ物をしないようにしましょう。

＜審判を受けるとき＞

①　審判廷まで職員と一緒に行きます。

②　審判にはきちんとした態度で臨み、質問にははっきりと答えましょう。

（２）審判の結果（処分）

審判で言い渡される処分には、いろいろあります。主なものについて説明します。なお、特定少年（審判日に１８歳以上の人）は、「生活のしおり」の最後にある別添「特定少年としての審判」についてを見てください。

Ⅰ　保護観察

社会に戻って生活し、保護観察所の指導を受けます。遵守事項（決められた約束）を守り、保護司などの指導・助言を受けます。

Ⅱ　少年院送致

少年院で生活をしながら、再び非行や犯罪をしないための教育を受け、健全な心身を養い、社会性を身に付けるための訓練などを受けます。少年院により、教育や訓練の内容は違います。

少年院の一般的な収容期間は１２か月程度です。

ただし、収容期間については、家庭裁判所からの意見がある場合などは、期間

が短くなる（６か月以内又は４か月以内）場合や、１２か月を超える場合があります。

Ⅲ　児童自立支援施設送致

児童自立支援施設という全寮制の学校のような施設で生活し、教育を受けます。主に義務教育が終わっていない人が入ります。

Ⅳ　児童相談所長送致

社会に戻って生活し、児童相談所の児童福祉司などの指導を受けます。

Ⅴ　検察官送致

検察官に事件が送られ、成人と同じ手続で、地方裁判所で裁判を受けます。

Ⅵ　試験観察

これは、最終的な処分ではありません。家庭裁判所調査官がしばらく生活の様子をみて、もう一度審判を行い、最終的な処分を決めます。

試験観察には、次の２種類があります。

試験観察（在宅）	社会に戻って生活し、家庭裁判所調査官の指導を受けます。
試験観察（補導委託）	決められた会社などでの仕事などを通して社会人としての生活習慣などを学びます。

18　少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所の運営の改善向上のため、少年鑑別所視察委員会が設置されています。

（1）視察委員会

視察委員会は、弁護士や医師などの少年鑑別所の職員ではない第三者により構成されています。少年鑑別所の視察を行い、その運営に関し、少年鑑別所の長に意見を述べるものです。

（2）委員による面接、意見や提案の提出

視察委員会の委員は、あなたと面接をすることができます。

また、視察委員会に対し、少年鑑別所のことであなたから意見や提案を書面で提出することもできます。面接を希望する場合や意見・提案を提出したい場合は、職員に申し出たり、投書する専用の箱近くに置いてある「意見や提案する書類」、入所時及び職員に申し出た時に渡す「意見や提案する書類」に書いて、投書する専用の箱に入れて下さい。提案などの内容を職員が知ることはありません。専用の箱は、図書室、レクリエーション室と面会室前に設置してあります。

なお、視察委員会の開催時期によっては、希望しても面接を実施することができない場合もあります。

19　不在者投票の実施について

選挙権のある人は、当所において、不在者投票を実施することができます。

投票用紙等の請求はあなた自身において行うほか、当所に対して依頼することができます。

当所の所在地域において実施される選挙について公示又は告示があった場合には、当所において、庁内放送等によりその内容について周知等を行いますが、その他の選挙については不在者投票の希望がある場合には申し出る必要があります。

不在者投票の実施に当たっては、選挙管理委員会との調整等の事務手続を要することから、不在者投票の希望がある場合は速やかに申し出てください。ただし、申出のあった日時によっては、事務処理上の理由から不在者投票の実施が困難となる場合があります。

Ⅱ　少年鑑別所での生活

1　1週間の生活表

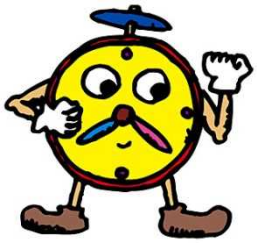

日課表

時間	放送	月	火	水	木	金	土	日
7:00	ラジオ（日課のある時間やビデオ視聴の時間には放送されません。）	起床・更衣・清掃・整頓					起床・更衣・整頓	
7:20							清掃（居室・洗面台は土曜・トイレは日曜）	
7:30		読書・学習・身辺整理（洗濯など）						
7:40							ストレッチ体操	
8:10		朝食・休憩・自由時間					作文	
8:30		点呼・衣体検査・室内検査・所持品検査・図書交換					朝食・休憩 点呼	
8:50		運動・調査・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・面接・学習・読書・ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ・身体測定・健康診断・テスト・面会・通信・洗濯・衣類交換・自弁品交付・入浴（月・水・金曜日）など					描画	「手紙を書こう」
							教養ＤＶＤなど視聴・感想文 終了後　ラジオ可	
11:50		昼食・休憩・自由時間						
13:00		作文（在室者）					自由時間 （ＤＶＤ・テレビ視聴）	
14:00		運動・調査・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・面接・学習・読書・ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ・身体測定・健康診断・テスト・面会・通信・洗濯・衣類交換・自弁品交付・入浴（月・水・金曜日）など						
16:20							室内体操	
16:40		点呼						
16:50		夕食・休憩・自由時間						
17:30		日記記入・学習・読書						
18:00		作文・学習・読書・（居室内運動）						
18:55	放送	黙想						
19:00	放送	学習・自由時間（テレビ視聴・読書・通信など）　20:55まで						
20:00	放送	就寝準備（就寝可）						
21:00	放送	就寝減灯						

7:10
7:45
8:00
9:30
10:40

注　１　日課は都合により変更することがあります。

２　休日は土曜日又は日曜日と同じ日課になります。ただし、３日以上の連休の場合は、特別の日課になることがあります。

３　原則として、自弁物品購入受付は、日曜日と水曜日、自弁書籍購入の受付は、日曜日、調髪の受付は、木曜日です。

４　原則として、入浴は、月・水・金の週３回です。

５　自由時間帯は、横になっていても構いません。

２　一日の生活の流れ

少年鑑別所では、生活表に従って生活します。一週間の生活表は、前の表のとおりです。次に詳しく説明するので、しっかり覚えましょう。

（1）起　床（午前7時００分）

放送とチャイムで起床します。起床したら次のことに順番にとりかかってください。

①パジャマから部屋着に着替える。②布団をたたむ。③洗面をする。④掃除をする。

＜布団のたたみ方＞

下から、

敷布団→毛布→シーツ→枕→掛布団

の順に積み上げる。

＊　職員が、挨拶をしながら、食器口（カウンター）にお茶を入れたポットなどを置いていきます。お茶を飲み切った人は、午前、午後各１回追加の支給をしますので、食器口（カウンター）に空になったポットを出してください。

（２）清掃・身だしなみ

＜清掃＞

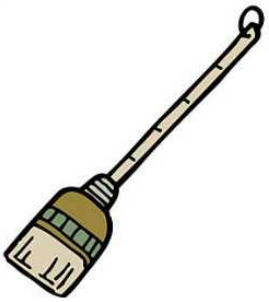

部屋に備えつけてあるほうきやちりとりで床をはき、ぞうきんをしっかりしぼって机・棚・テレビ台などをふき、室内の隅々まできれいにしましょう。洗面台、便所は、特に汚れやすいところです。毎日、専用の雑巾などを使ってきれいにしてください。汚れが落ちにくいときは、職員に申し出てください。使用した雑巾はバケツにかけ、タオルやふきんは細長く二つ折にして棚のパイプにかけてください。

木曜日には、ハンディタイプの掃除機を使用して、絨毯などの掃除を行います。食器口（カウンター）から入るので、使用後は食器口（カウンター）に取っ手を先にして出して置いてください。また、毎週土曜日に洗面台みがき用の、日曜日にはトイレ掃除用の洗剤とたわしを渡しますので、それを使ってきれいにしてください。

食事後は、食器口（カウンター）と机の上を布巾を濡らして拭いてください。

＜ひげそり・つめ切り・耳かきの貸出し＞

「Ⅰ　生活の仕方」の「６　つめ切り・理髪・綿棒・電気かみそり」で説明していますので、確認してください。

（３）食　事（朝：午前８時００分　土日、祝祭日：午前８時２５分）

食事の前は、机の上を片付けて、台ふきんできれいにふきましょう。また、食器口のカウンターと机は、食事を受け取る前、食器を返した後の２回、台ふきんできれいにしましょう。また、毛布（ひざかけ毛布を含む。）は、食事中は使えませんので、片付けてください。

食事を受け取るときは、食器口（カウンター）の前に立ち、「いただきます」と挨拶をしましょう。食事中は、新聞や本を読みながら食べることは止めてください。

食器を返すときも、「ごちそうさまでした」と挨拶をしましょう。食べ残しや食事に付いていた袋などはくずかごやトイレに捨てないで、食器に入れて出してください。

食事の前には、手洗いやうがいをしましょう。また、食事がすんだら、歯を磨きましょう。

食事後は、休憩・自由時間となり、枕を使って横になってもかまいません。

（4）朝の点呼（午前８時４０分くらい）

「点呼開始」の声がかかったら、廊下側に向かって、部屋の中央に座ります。机の上は整理しておきましょう。正座をする必要はありません。朝の点呼では、職員が部屋の前に立ち、部屋番号を呼ばれたら、「おはようございます」と挨拶しましょう。自分の部屋の点呼が終わっても、「点呼終わり」の声がかかるまで、静かにそのまま待ちましょう。

（5）点　検（衣体と室内の検査）（午前8時40分くらい　土日、祝祭日を除く。）

点呼の後、居室や所持品の検査を実施します。寝具・衣類の整頓状態や清掃状態も点検しますので、寝具カバーをはずしておいてください。

検査を受けるまでの間、楽な姿勢で座って待ちます。部屋のドアが開いたら、職員が差し出すゴミ箱にくずかごのゴミを入れてください。その後廊下に出てドアに沿って立ち、前の方を向いてください。着衣と体の状態について職員が調べます。

なお、火曜日と金曜日には図書の交換を行います。借りている本を検査しますので、借りている本を食器口（カウンター）に置いてください。

（6）午前日課

点検のあとは、運動、入浴、面接、調査、面会などがあります。そのつど、職員が声をかけますので、指示に従ってください。土日、祝祭日には、

基本的に居室から出ることはありません。

なお、運動、面会、テスト、面接、入浴などで居室から出るときや、居室に戻るときに、職員が衣体検査を行い、着衣や携行品などについて調べます。

＜テスト・調査・面接・健康診断＞

① 集団テストは、だいたい入所後１週間以内に行います。少年鑑別所で行うテストは、学校の試験と違い、できが良いとか悪いとかの心配はいりませんので楽な気持ちで受けていいのですが、職員の説明をよく聞いてまじめにやってください。

② 家庭裁判所の調査官の調査は、早くあることもありますし、時には遅くなることもあります。また、調査は１回で終わることもあるし２回以上になることもあります。そのことは、審判に関係ありません。

③ 職員との面接があります。あなたには二人の担任の職員がつきますので、主にその職員との面接になります。

④ 観護措置決定で入所した人でも、取調べが終わっていない場合や改めて取調べを行う必要がある場合には、警察官や検察官の取調べが行われる場合があります。

⑤ 身体測定や健康診断は、入所後すみやかに行います。具合の悪いとこ

ろがある人は、遠慮なく医師に申し出てください。

⑥　入所のときに渡された冊子類には必ず目を通しましょう。「マイストーリー」は、なるべく詳しく書き、入所した日から１～２日の間に出してください。

＜作文・ビデオ視聴・感想文・学習＞

作文は、入所のときに渡した作文帳に書いてください（１日に１つか２つぐらいのペースで、最初の指定課題から順に書き始めましょう。）。

作文帳には、指定課題のほかに自由選択課題がありますので、順次課題に取り組んでください。

また、担任の職員から、「これについて書いてください。」と課題を出されることもあります。

＜ノートの使用について＞

①　勉強したい時や絵などを自由に描きたい時は、作文帳の自由ページ記入欄を使用してください。足りない場合は、別に少年鑑別所のノートを１冊渡しますので、職員に申し出てください。

②　使用できるノートには、学習ノートと自由ノートの２種類があります。所持できる冊数は、学習ノートは必要と認める冊数、自由ノートは１冊です。

③　どちらのノートにも、「生活のきまり」にあるように、非行の手口・

方法に関すること、少年鑑別所の職員のこと、少年鑑別所の建物の配置や警備などに関すること、少年鑑別所の秩序を乱すこと、刑罰法令に触れること、ここに入所している人の住所・氏名・電話番号などを書いてはいけません。また、わざとノートを破いたり、その紙で細工をしたり、ページをとばして書いたりしないで、大切に使いましょう。

④　ノートは、定期的に検査します。その結果、生活のきまりに違反しているときには、その違反部分の抹消や削除をしたり、場合によってはノートを引き上げたりして、その後の使用を許可しないことがあります。

⑤　少年鑑別所で貸し出したノートは、少年鑑別所を出るときに回収します。

⑥　私物のノートは、少年鑑別所を出るときに、持ち帰ることができます。

＜運動、レクリエーション＞

「Ⅰ　生活の仕方」の「３　運動」で説明していますので、確認してください。

＜入浴＞

「Ⅰ　生活の仕方」の「４　入浴」で説明していますので、確認してください。

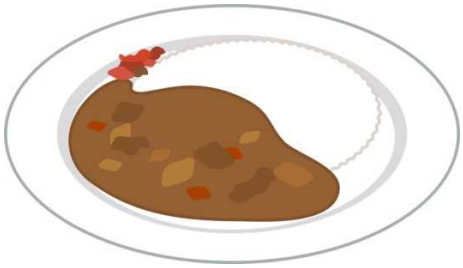

（７）食　事（昼：午前11時５０分）

朝食の時と同じです。

（８）休憩・自由時間（昼食後～午後１時）

昼食後は、横になって休むことができる時間です。静かに過ごしましょう。この時間内には、枕を使って横になってもかまいません。また、寒いときには毛布をかけてもかまいませんが、布団や机の上に足を乗せてはいけません。

（９）午後日課（午後１時～）

午後1時から午後2時までは、作文の時間です。それ以外は、午前中と同じです。

（10）夕方の点呼（午後４時４０分）

要領は朝の点呼とだいたい同じです。夕方の点呼では、「こんばんは」と挨拶しましょう。

（11）食　事（夕：午後４時５０分）

朝食、昼食の時と同じです。

（12）休憩・自由時間（夕食後から午後５時30分）

夕食後の休憩・自由時間は短い時間ですが、日記が配られるまで読書をしたり、手紙を書くなど自由に過ごせます。枕を使って横になってもかまいません。

（13）日記記入・運動（午後５時３０分）

午後５時３０分に食器口（カウンター）から日記を渡しますので、思ったこと、考えたこと、職員に相談したいことなどを自由に書きましょう。他の人に見せたり、他の人の日記を見たりしないでください。記入が終わったら、食器口（カウンター）に提出します。書いた日記を家に持ち帰ることはできません。

「Ⅰ　生活の仕方」の「３　運動」で説明したとおり、その日に運動に参加できなかった人は、日記記入後の午後６時から同時５５分までの間、居室内で運動をすることができますので、希望する人は、職員に申し出てから行ってください。

（14）黙想（午後６時５５分）

午後６時５５分から５分間「黙想」の時間があります。「黙想」の放送があったら、机の上をきれいにし机の前に楽な姿勢ですわり、軽く目をとじて、今日１日の出来事や今までの生活、これからの生活、両親や兄弟のこと、職場や学校のことなどを心静かに考えてみましょう。

（15）自由時間（テレビ視聴）（午後7時～午後8時５５分）

この時間には、テレビを放映します。テレビを見ても、学習、読書、娯楽などをしてもかまいません。室内で自由に過ごしてください。テレビの番組は、あらかじめ決められたものを放映します。この時間は、枕を使って横になってもかまいません。

また、以下の事を守ってください。

○　テレビは、チャンネルと音量がセットされていますので、スイッチ類などを勝手にいじらないでください。

○　テレビを見るときは、大声で笑うなどして他の部屋の人に迷惑をかけることのないようにしましょう。

なお、テレビの映りが悪いときや、映らないとき、又は学習するなどでテレビ視聴を望まない人は、職員に申し出てください。

（16）就寝準備（午後８時～）

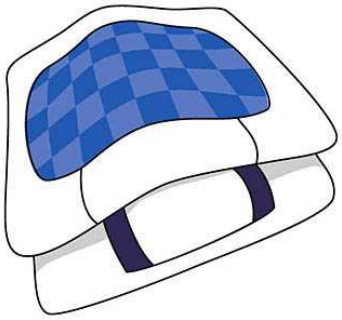

「就寝準備」の放送が入ったら、布団を敷き（布団は、扉側から２０cmほど離して敷きましょう。）、パジャマに着替え、就寝の準備をしてもらいます。準備が終わったら、洗面や歯を磨いて布団に入ってもかまいません。脱いだ上着、下着類は、ロッカーなどに整頓して入れましょう。なお、

ポットのお茶を飲み終わった人はポット内をきれいに洗って、食器口（カウンター）に置いてください。

また、掛布団は、毛布をかけた上から使用してください。また、暑い日は、毛布だけの使用でも構いません。掛布団は畳んで部屋の隅に置いて下さい。

※　布団の敷き方や部屋の整頓については、居室に備え付けてある「生活早わかり」という冊子を見てください。

（17）減灯、就寝（午後９時）

おやすみの音楽がなり、用便を済ませ、電灯が暗くなったら、静かに寝てください。この時間以降は、翌朝の起床まで読書や書きもの、話はしないで寝るようにしてください。

また、顔まで布団をかけて寝ないようにしましょう。

（18）土曜日、日曜日、祝日の日課について

○　午前に、指定課題の絵を描いてもらったり「手紙を書こう」（ロールレタリング）をやってもらったりします。

○　午前に、指定した時間から、教養番組などが放映されます。見た後に、感想文を書いてもらいます。正しい姿勢で見ましょう。

○　午後に、娯楽ビデオやテレビを放映します。この時間帯は横になるなど

してリラックスして見てもかまいませんが、昼寝はできません。見たくない人は見ずに、読書などをしていてもかまいません。

○　午後に、居室内運動（柔軟体操など）の時間があります。土曜日、日曜日などは、身体を動かす時間が少ないので、積極的に取り組み、筋肉の疲れをときほぐして、気持ちをさっぱりさせてください。

○　夕食以降は平日と同じです。

（19）特別日課について

年末年始やゴールデンウィークなどで、休日が３日以上続く場合には、特別の日課となる場合があります。入浴や課題作文、テレビ視聴などの日課の変更内容については、そのつど連絡します。

３　課題集

あなたが、「観護措置」という身分の場合は、以下に示す課題に取り組んでもらうことになります。

（1）入所時課題「マイストーリー」

入所時課題「マイストーリー」は、入所した日から取りかかり、分かるところはよく思い出して丁寧に記入してください。書き終わったら、食器口（カウンター）に出してください。職員の最初の面接のときに使用します。

（2）課題集「手紙を書こう」、「作文帳」

課題集は、毎日の日課の中で記入します。日中の空いた時間、午後１時からや夕方以降の休憩時間などを利用して、毎日こつこつとこなしてください。職員の指示がある時は提出してください。

４　様々な支援

少年鑑別所では、あなたが自分自身を見つめ直すために、いろいろなプログラムを用意していますので、積極的に参加しましょう。

（1）学習支援

＜各種参考書など＞

図書室には、小学生、中学生、高校生用の教科書や参考書が揃えてありますので、少年鑑別所にいる間に勉強が遅れることのないよう努力しましょう。特に、小・中学生の義務教育中の人などは、日課表に定める時間帯には努めて勉強をするようにしましょう。また、学習用教材として、小学校から中学校までに学習する内容を取り上げた「ＳＴＥＰ」という冊子（問題集）、「学力査定ツール」という小学６年生を対象とした算数と国語、中学３年生を対象とした数学と国語のテストを準備していますので、使用したい人は、職員に申し出てください。

＜パソコンによる学習＞

小学１年から中学３年までの学習ソフトの入ったパソコンも準備していますので、職員に申し出てください。使用時間は、平日の朝の点呼終了後から午前１１時まで、午後１時から午後４時までです。ただし、台数に限りがありますので、貸出しまで日数がかかることもあります。

＜外部の先生による「数学」、「保健講座」、「消費生活講座」授業＞

外部講師による、「数学」、「保健講座」、「消費生活講座」を定期的に実施しています。日常生活で役に立つ、楽しくて興味が持てる内容ですので、積極的に参加しましょう。実施するときは、希望を聞きますので、そのときに申し出てください。

（２）エアロビクス・体力トレーニング、ストリートダンス指導

「Ⅰ　生活の仕方」の「３　運動」でも説明しましたが、外部講師による特別指導です。基本的なステップから振付を覚えたり、筋力運動をしたりします。失礼のない態度で、一生懸命に取り組みましょう。ただし、その日の調査や面会の実施状況、参加人数などの都合があるため、希望する人すべてが参加できるわけではありません。実施するときは、希望を聞きますので、そのときに申し出てください。

（３）進路選択支援

進路選択（就職や人生設計）の参考になる情報を、ワークブックや講話などで提供しています。

○　就労講話

毎月１回、外部講師（ハローワーク職員）が、職業や仕事についての講話を行います。実施するときは、希望を聞きますので、そのときに申し出てください。

○　進路教材の貸出し

図書室には、就職や資格取得などの今後の生き方のヒントになる本がたくさんあるので、図書交換のときに借りてみましょう。学習教材と同じように、就職や資格などについての図書は貸出し冊数には数えません。

（４）レクリエーション

＜季節の行事（行事ごとに参加の希望を取ります。）＞

クリスマス、正月、ひな祭り、端午の節句といった季節ならではの行事を少年鑑別所で体験するものです。

季節に合わせて、七夕飾り、クリスマスを、また、折紙制作、粘土細工などの行事を実施します。実施する日が決まった場合には、皆さんに連絡しますので、積極的に参加しましょう。

（5）その他

このほかにも、少年鑑別所には、たくさんのプログラムが用意されています。その都度みなさんに希望を聞きますので、積極的に参加してみましょう。

5　部屋替え

少年鑑別所で生活している間に部屋が替わることがあります。部屋を替わるように言われたら、衣類や図書、ファイルなどをすぐにまとめましょう。次の人が使うために、居室の掃除（トイレも）や布団の整頓なども、もう一度きちんとしてください。

6　集団室での生活

集団室では、ほかの人と一緒に生活をします。同じ部屋の人たちと協力して気持ちよく生活するために、＜集団室でのきまり＞があります。

＜集団室でのきまり＞

○　大きな声で話さない。

○　事件のことや住所など、個人に関することは話さない。

○　掃除や食事の準備や片付けなどは協力して行う。

○　他の人の持ち物にさわったり、借りたり、貸したりしない。

以上のことが守れないときは、部屋を替えることがあるので、注意しましょう。

7　災害時の行動

少年鑑別所は、耐火・耐震構造になっているので、火災や地震でも心配はありません。職員が指示を出しますので、あわてず、さわがず、落ち着いてその指示に従ってください。

もし地震が起こったら！

もし少年鑑別所にいる間に地震が起こった場合、いちばん大切なことは、落ち着いて、職員の指示に従って冷静に行動することです。

札幌少年鑑別所の建物、特にみなさんの居室がある建物（寮舎）は耐震構造といって特別頑丈に設計・建築されているので、大きな地震が起こっても簡単に倒れたりつぶれたりすることはありません。

（１）部屋の防災頭巾などを頭からかぶり、地震のおさまるのを待ちましょう。

（２）職員の指示をよく聞き、落ちついて行動しましょう。一人が恐怖心から大声で叫んだりすると、他の人もそれにつられて恐がったり大きな騒ぎになりやすく危険ですので、冷静さを保つようにつとめましょう。

（３）夜間の場合は停電したりすることもあって、いっそう恐怖心にかられやすく行動もしにくくなりますので、このようなときこそ職員の指示を聞いて落ちついて冷静な行動がとれるよう日ごろから心がまえを作っておきましょう。

（４）屋外運動場にいたときは、職員の指示に従って建物などからできるだけ離れ、運動場の中央に移動しましょう。

（５）建物外に避難する必要が生じたときは職員が誘導します。防災座布団や身近にあるもので頭を保護し、指示に従ってきぱきと行動しましょう。

※　「災害は忘れたころにやってくる。」といいます。突然の災害に備えて、日ごろから心がまえをしっかりと持つようにしましょう。

※　災害時は、部屋の防災頭巾をかぶります。備え付けの場所を確認しておきましょう。

８　国民年金（公的年金）制度について

わが国の平均寿命は世界一の水準に達しています。また、核家族や就業形態の変化などの大きな社会構造の変化により、個人の貯蓄はもとより子供による私的な扶養だけで老後の生活を送ることが難しくなってきました。公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにする

ため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考えのもとで形成されてきた制度です。もし、公的年金制度がなかったらどうなるでしょう？現役世代は、自分の子供を育てつつ、両親に仕送りして、自分の老後の蓄えも行う必要が生じてきます。

わが国の年金制度は、従来サラリーマンを対象とする厚生年金、公務員などを対象とする共済年金、自営業者などを対象とする国民年金というように分立していました。しかし分立した制度体系のままでは、財政基盤が不安定になり、長期的安定が図れません。また、加入している制度により給付や負担に不公平が生じる恐れがあります。そのため、昭和６０年の法律改正により、国民年金の運用の範囲が全ての国民に拡大されました。簡単に言うと……

「国民年金制度とは、年老いたり、障害や死亡によって、国民の生活安定が損なわれないよう、国民が連帯してお金を出し合い、国民全体の生活を維持することを目的とした制度です。」

ということなのです。では、次に加入者にはどんな種類があるのか見ていきましょう。

（１）加入者の種類

日本国内に住んでいる２０歳以上６０歳未満の人は、<u>全て</u>国民年金保険に入ることを義務付けられています。

加入者（被保険者）の種類は以下のとおりです。

種類	説　明	保険料の支払い方法
第１号	日本国内に住所を持つ２０歳以上６０歳未満の、自営業者・農業や漁業に従事している人・学生など	自分で全額支払う。
第２号	公務員や会社勤めのサラリーマン（６５歳未満）	会社の給与から差し引かれる。
第３号	第２号被保険者に扶養される、２０歳以上６０歳未満の配偶者	支払わなくてよい。

（２）年金の種類

現在の年金の種類は３種類に分かれています。年金というと「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちですが、若い人にとっても意外と身近なものです。

種類	説　明
老齢基礎年金	原則６５歳になった際に支払われる年金
障害基礎年金	病気やけがで障害が残ったときに支払われる年金
遺族基礎年金	生計を維持していた人（一家の働き手）が死亡したときの遺族に支払われる年金

老後の生活実態を見ても、公的年金や恩給を受給している高齢者世帯の６３．５％の世帯が公的年金や恩給のみで生活しています。公的年金は、老後生活の主要な柱として暮らしを支える大きな力となっているのです。

年金は保険料を支払っている期間（基本的には２５年以上）が不足していると、支給されない場合があります。そのため、定職に就かないで若いうちから保険料を支払わないと、将来年老いたときや重い障害を負った場合に年金を給付されず生活に困ることになります。納付期限までに払うことができなくても、期限から２年以内であれば支払うことができます。

図解

布団の敷き方と就寝位置・整頓の仕方

1　単独室

● 敷き布団→シーツ→毛布→掛布団の順に敷く。

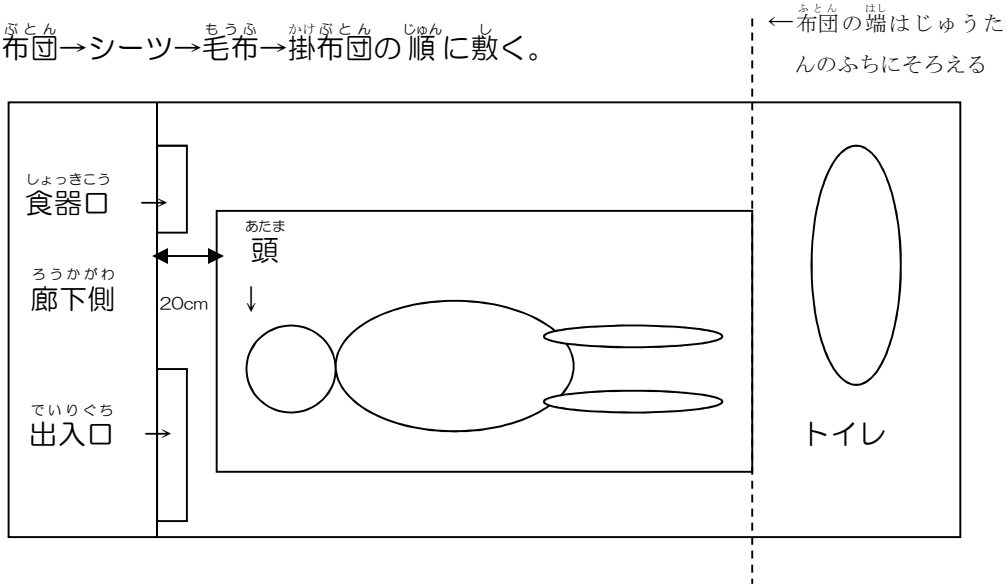

● 起床時は、敷き布団→毛布→シーツ・枕→掛布団の順に重ね、最後にカバーをかける。

2　集団室

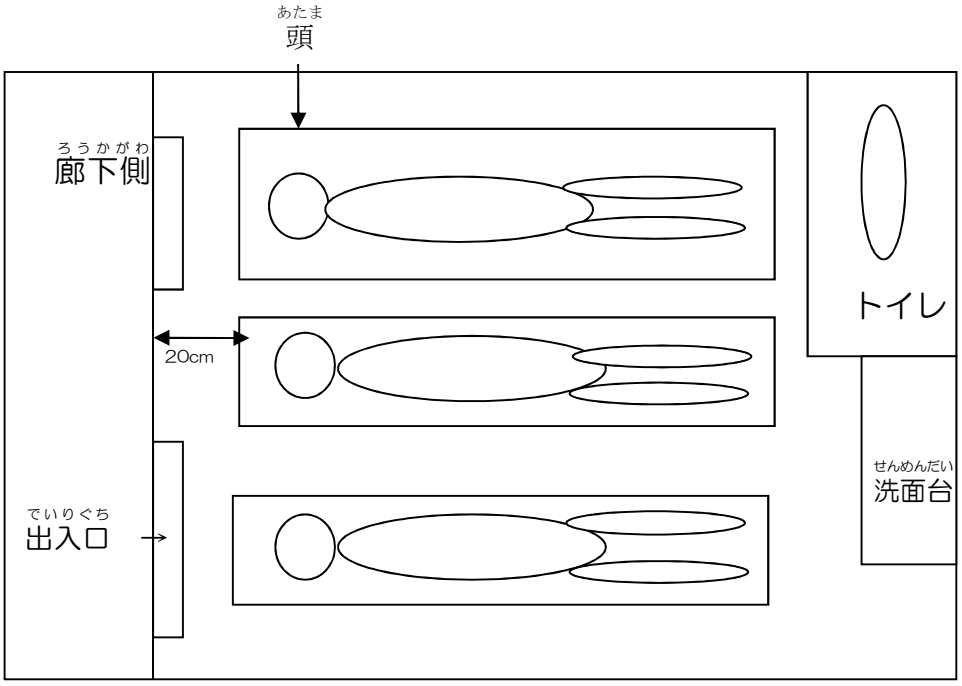

3　棚、パイプの使い方

＊ 棚には、本、辞典、生活のしおり、鑑別のしおり、娯楽品、菓子などを置きます。

棚の下のパイプには、タオル、ふきん、ハンガー類（洗濯物）をかけます。タオルなどは、たて長に２つに折ってかけてください。

＊ 衣服類は、単独室では白い色のカラーボックス内に、集団室では白い収納ボックスに入れてください。

別　添

「特定少年としての審判」について

「審判と処分」については、生活のしおり（P.47の１７）で説明していますが、**令和４（2022）年４月１日以降、１８歳以上の人**は、**「特定少年としての審判」**を受けることになります。

この**「特定少年としての審判」**は、１７歳以下の人とは、次の３つについて、**言い渡される結果（処分）が異なります。**

「特定少年としての審判」の結果（処分）

１　保護観察

特定少年としての審判で言い渡される保護観察は、次の２種類です。

- ６か月の保護観察
- ２年の保護観察

このうち、２年の保護観察は、その期間中に重大な遵守事項違反があった（決められた約束を守らなかった）場合、少年院に収容されることがあります。

２　少年院送致・少年院への収容

- 特定少年としての審判で少年院送致を言い渡されるとき、家庭裁判所から「少年院に収容する期間」（少年院に収容できる期間の上限）が併せて言い渡されます。「少年院に収容する期間」は、３年以下の範囲で家庭裁判所が決めます。

  ※　*実際に少年院で矯正教育を受けることになる期間は、生活のしおり（P.48のⅡ）で説明している内容と同じです。*

- 「１　保護観察」で説明したように、２年の保護観察の間に、重大な遵

別　添

守事項違反があった場合、家庭裁判所の審判を受けて、「少年院への収容」を言い渡されることがあります。この少年院は、「第５種少年院」と呼ばれ、第５種少年院への収容が言い渡されるとき、家庭裁判所から、少年院に収容することができる期間の上限についても、併せて言い渡されます。

この期間は、１年以下の範囲で家庭裁判所が決めます。このうち、実際に少年院で矯正教育を受けることになる期間は、１１週間程度又は２０週間程度であることが一般的です。

３　検察官送致

次に当てはまる事件の場合、特定少年としての審判では、原則として検察官送致が言い渡されることになります。

- 事件時１６歳以上で、故意の犯罪行為で被害者を死なせた罪（殺人、傷害致死など）の事件
- 事件時１８歳以上で、死刑、無期又は短期（法定刑（※）の下限）１年以上の懲役・禁錮に当たる罪（現住建造物等放火、不同意性交等、強盗、組織的詐欺など）の事件

※法定刑：ある犯罪に対して科すことができる刑罰の範囲（〇年以上の懲役など）

給貸与物品一覧表（衣類、寝具）

	品　　目	共通	女子	男子	備考
衣　　類	ジャージ（上・下衣）	各1			
	半袖Ｔシャツ		2	3	夏季に貸与、運動用1を含む。
	半袖Ｔシャツ(日常用)			1	夏季に貸与
	半袖ポロシャツ（日常用）		2	1	夏季に貸与
	トレーナー（日常用）	1			冬季に貸与
	長袖Ｔシャツ（日常用）			1	冬季に貸与
	長袖ポロシャツ（日常用）		2		冬季に貸与
	タンクトップ（スリップ）		2		夏季に貸与
	半袖シャツ（夏季用）		1		
	半袖シャツ（冬季用）		2	3	
	七分袖シャツ		1		冬季に貸与
	長袖シャツ		1	1	冬季に貸与　必要に応じて
	パンツ・ショーツ		4	3	
	靴下	3			
	ブラジャー		3		
	生理帯		2		
	防寒衣				冬季に貸与　必要に応じて
	ズボン下				冬季に貸与　必要に応じて
寝　具	掛布団	1			
	掛布団カバー	1			
	敷布団	1			
	敷布団カバー	1			
	毛布（ひざ掛け毛布を含む。）	2			
	毛布カバー	1			
	枕	1			
	枕カバー	1			
	シーツ	1			
	寝具カバー	1			

給貸与物品一覧表（日用品、学用品、室内装飾品、嗜好品）

	品　　目	共通	女子	男子	備考
日用品	ちり紙	20			1日20枚程度支給する。
	練歯磨き	1			支給する。
	歯ブラシ	1			支給する。
	歯磨き用コップ	1			貸与する。
	リンス入りシャンプー	1			浴室に備え付け、支給する。
	浴用石けん	1			液体型のものは浴室に備え付け、固形は個別に支給する。
	石けん入れ	1			貸与する。
	くし又はヘアーブラシ	1			貸与する。
	髪止めゴム	2			必要な者のみ貸与する。
	生理用ナプキン類		1		必要な者のみ支給する。
	タオル	1			貸与する。
	ハンドタオル	1			貸与する。
	かみそり		1		使用の都度貸与する。
	電気かみそり	1			使用の都度貸与する。
	運動靴	1			使用の都度貸与する。
	座布団	1			貸与する。
	サンダル	1			貸与する。
	クリーム類	1			必要に応じて支給する。
	食器	1			使用の都度貸与する。
	コップ	1			貸与する。
	綿棒	1			使用の都度支給する。
学用品	各種教材	1			使用の都度貸与する。
	ボールペン	1			黒色に限る。貸与する。
	シャープペンシル	1			貸与する。
	消しゴム	1			貸与する。
	筆入れ	1			貸与する。
	ノート	1			必要に応じて貸与する。使用後は所において廃棄する。
	下敷き	1			必要に応じて貸与する。
	定規	1			分度器を含む。必要に応じて貸与する。
その他	マスク	1			必要に応じて支給する。
室内装飾品	花瓶	1			ガラス製は不可。必要に応じて
	観葉植物	1			人工観葉植物。必要に応じて
	写真立て	1			必要に応じて
	ぬいぐるみ	1			必要に応じて
室内装飾品以外の日用品	トランプ	1			必要に応じて
嗜好品	菓子	1			
	あめ類	1			
	氷物	1			
	清涼飲料水その他の嗜好飲料	1			

自弁物品使用等一覧								
区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限	居室外所持品
	品名	数量	摘要	入所時	差入	購入		
衣類	上衣	5	シャツ、ブラウス、Ｔシャツ等（半袖、長袖を含む。）、金属部品付属の物は不可。取り外し可能なひもは除く。カーディガン類と合せて５着	○	5			
	カーディガン類		カーディガン、ベスト、セーター、フリース、トレーナー等を含む。上衣と合せて５着	○				
	ズボン	2	ハーフパンツ、キュロット等を含む。取り外し可能なひもは除く。	○	2			
	パジャマ（上下）	１組	使用できる時間帯は、午後８時から翌朝７時まで、場所は居室内とする。ただし医療上等必要と認める場合は除く。	○	1組			
	パンツ	3	男子に限る。	○	3	○		
	ショーツ	4	女子に限る。	○	4	○		
	生理用ショーツ	2	女子に限る。	○	2	○		
	ズボン下	2	タイツを含む。	○	2	○		
	シャツ	3	半袖、長袖、袖なしを含む。女子については、キャミソールを含む。色は特に規定しないが、無地の物に限る。	○	3	○		
	ブラジャー	3	女子に限る。ワイヤーの入っていないものに限る。	○	3	○		
	靴下	３足	―	○	3	○		
食料品及び飲料	弁当	各１	―			○	○	
	各種飲料	各１	職員が指定した時間に限る。 面会時も可		○	○	○	
嗜好品	菓子	１度に ２品まで	―		○	○	○	
室内装飾品	生花	1	卓上サイズの花瓶に収まる程度のものに限る。	○	1	○		
	写真立て	1	割れないものに限る。	○	1	○		
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具その他の日用品	タオル	1	規格は、おおむね３５センチメートル×８５センチメートル以下に限る。	○	1	○		
	バスタオル	1	規格は、おおむね７０センチメートル×１４０センチメートル以下に限る。	○	1	○		○
	入浴用スポンジ	1	あかすりタオルを含む。	○	1	○		○
	ハンカチ	2	ハンカチタオルを含む。	○	2	○		
	石けん	2	石鹸又はボディーソープ１、洗顔料１、ポンプ式は不可。	○	2	○	液体 ●	
	石けん容器	1	―	○	1	○		
	シャンプー	1	リンスインシャンプーを含む。ポンプ式は不可。	○	1	○	●	
	リンス	1	コンディショナーを含む。ポンプ式は不可。	○	1	○	●	
	くし類	1	ブラシを含む（金属製は不可とする。）。	○	1	○		
	ヘアカラー	1	スプレー式のものを除く。黒色に限る。 使用は入浴時に限る。		1		●	○
	ヘアピン	1	女子に限る。	○	1	○		
	髪止めゴム	必要数	飾り等の付されていないものに限る。 シュシュを除く。	○	必要数	○		

区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限	居室外所持品
	品名	数量	摘要	入所時	差入	購入		
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具その他の日用品	電気かみそり	1	充電式かみそりのみとし、収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。	○	1			○
	シェービングクリーム	1	スプレー式のものを除く。	○	1		●	○
	歯ブラシ	1	―	○	1	○		
	歯磨き	1	―	○	1	○	●	
	歯ブラシケース	1	歯ブラシキャップを含む。	○	1	○		
	ちり紙	必要数	水溶性に限る。	○	必要数	○	●	
	箸	1	―	○	1	○		○
	箸容器	1	―	○	1	○		○
	スプーン	1	必要と認められる場合に限る。	○	1			○
	コップ	1	割れないものに限る。	○	1	○		
	リップクリーム	1	着色されていないもの、香料の含まれていないものに限る。	○	1	○		
	手肌用クリーム	1	―	○	1	○	●	
	制汗剤	1	汗止め用粉末及びパフを含む。 スプレー式、アルコール成分のあるものを除く。	○	1	○	●	○
	乳液	1	割れないものに限る。 アルコール成分のあるものを除く。	○	1	○	●	
	化粧水	1	割れないものに限る。 アルコール成分のあるものを除く。	○	1	○	●	
	生理用品	必要量	女子に限る。おりものシート及び妊産婦用具を含む。	○	1	○	●	
	綿棒	1	―	○	1	○	●	○
文房具、遊具その他の学習又は文化活動に用いる物品	鉛筆	3	―	○	3	○		
	赤鉛筆	1	―	○	1	○		
	青鉛筆	1	―	○	1	○		
	消しゴム	1	―	○	1	○		
	シャープペンシル	1	替芯を含む。	○	1	○		替芯のみ○
	ボールペン類	1	替芯を含む。色は黒又は赤に限る。購入は黒色ボールペンに限る。	○	1	○		
	蛍光ペン	1	購入は、黄色又はピンク色に限る。	○	1	○		
	万年筆	1	―	○	1	○		
	筆ペン	1	―	○	1	○		
	フェルトペン	1	サインペンを含む。	○	1	○		
	ノート	1	学習用、雑記帳、けい紙等を含む（学習用は、必要量とする。）。	○	各1	○	●	
	下敷き	1	―	○	1	○		
	定規	1	規格は、３０センチメートル用以下に限る。分度器を含む。	○	1	○		
	筆入れ	1	―	○	1	○		
	板目紙	必要数	訴訟書類等の整理のために必要と認められる場合その他特に必要と認められる場合に限る。	○	必要数	○		
	とじひも	必要数		○	必要数	○		
	インデックス	必要数		○	必要数	○		
	付箋	必要数		○	必要数	○		
	ファイル	必要数		○	必要数	○		
	計算機	1	学習用など、必要と認められる場合に限る（ソーラー式に限る。）。	○	1	○		
	各種教材	必要量	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。	○	必要量			

区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限	居室外所持品
	品名	数量	摘要	入所時	差入	購入		
文房具、遊具その他の学習又は文化活動に用いる物品	パズル	1	立体パズルに限る。	○	1	○		
	数珠	1	宗教上必要と認められる場合に限る。 直径１５センチメートル以内に限る。	○	1			
	ロザリオ	1	宗教上必要と認められる場合に限る。 直径１５センチメートル以内に限る。	○	1			
手袋、マスクその他の身体に装着する物品	手袋	1組	冬季に限る。軍手等を含む。	○	1組	○		
	マスク	必要量	健康状態その他の事情に照らして使用が必要と認められる場合に限る。	○	必要量	○		
	耳栓	1組	使用が必要と認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。	○	1組	○		○
	使い捨てカイロ	必要量	健康状態その他の事情に照らして使用が必要と認められる場合に限る。	○	必要量	○		○
補正器具等	眼鏡	1	眼鏡ケース及び眼鏡拭きを含む。	○	1			
	義歯	1	―	○				
	補聴器	1	―	○	1			
	義歯安定剤	1	個別購入に限る。	○	1	○	液体 ●	
	義歯洗浄剤	1	個別購入に限る。	○	1	○		
	コンタクトレンズ	1	―	○	1			
	コンタクトレンズ洗浄液・保存液	1	―	○	各1	○	●	
	コンタクトレンズ用ケース	1	―	○	1	○		
	コルセット・サポーター等	1	医療上許可された場合に限り使用を認める。 個別購入に限る。	○	1			
	かつら		審判の場合等に限り使用を認める。	○	1			
信書を発するのに必要な封筒その他の物品等	封筒	必要数	一重に限る。	○	必要数	○		
	通信用紙	必要数	―	○	必要数	○		
	書留封筒	必要数	個別購入に限る。必要性が認められる場合に使用を認める。	○	必要数	○		
	切手	必要数	―	○	必要数	○		
	はがき	必要数	―	○	必要数	○		
	郵便書簡	必要数	―	○	必要数	○		
	印紙	必要数	個別購入に限る。必要性が認められる場合に使用を認める。	○	必要数	○		
	印鑑	1点	個別購入に限る。必要性が認められる場合に使用を認める。	○	1	○		
書籍等及び新聞紙	新聞紙	1	―			○	○	
	書籍	必要数	―	○	一度に８冊まで	○		
	雑誌		―					
	パンフレット、写真、名刺等	必要数	―	○	1度に10部まで			

男子　生活のしおり

購入物品一覧表

価格単位：円

	衣　類　類　（男子用）	個数
1	ランニングシャツM	3
2	ランニングシャツL	
3	ランニングシャツＬＬ	
4	ランニングシャツ3L	
5	ランニングシャツ4L	
6	U首長袖シャツM	
7	U首長袖シャツL	
8	U首長袖シャツＬＬ	
9	半袖シャツ（Vネック）M	
10	半袖シャツ（Vネック）L	
11	半袖シャツ（Vネック）LL	
12	半袖シャツ（Vネック）3L	
13		
14	ブリーフM	3
15	ブリーフL	
16	ブリーフＬＬ	
17	ブリーフ3L	
18	ブリーフ4L	
19	トランクスM	
20	トランクスL	
21	トランクスLL	
22	トランクス3L	
23	トランクス4L	
24	靴下　厚手（２４－２６ｃｍ）	3
25	靴下　厚手（２６－２８ｃｍ）	
26	靴下　厚手（２８－３０ｃｍ）	
27	靴下　薄手（２４－２６ｃｍ）	
28	靴下　薄手（２６－２８ｃｍ）	
29	靴下　薄手（２８－３０ｃｍ）	
30	ズボン下　M	2
31	ズボン下　L	
32	ズボン下　LL	
33		
34		
	菓子類	**個数**
63	クッキー	2
64	チョコレート	
65	スナック菓子	
66	あめ	
	飲料水	**個数**
67	ジュースA	1
68	ジュースB	
69	ジュースC	
70	オレンジジュース	
71	レモンジュース	
72		
73		

	洗　顔　料　等	個数
74	リンスインシャンプー	1
75	シャンプー	1
76	リンス	1
77	石けん	1
78	石けん箱	1
79	石けん台	
80	洗顔フォーム	1
81	ボディーソープ	1
82	練歯磨き	1
83	乳液	1
84	制汗剤	1
85	化粧水	1
	文房具	**個数**
86	色鉛筆（赤）	1
87	色鉛筆（青）	1
88	消しゴム	1
89	ボールペン（黒）	1
90	ボールペン替芯（黒）	1
91	シャープペン（０．５mm）	1
92	万年筆	1
93	万年筆スペアインク	1
94	サインペン（黒）	1
95	筆ペン（中字）	1
96	下敷き（ソフトタイプ）	1
97	定規（１８ｃｍ）	1
98	定規（３０ｃｍ）	1
99	筆入れ（メッシュケース）	1
100	分度器	1
101	ファイル（フラットファイル）	必要数
102	板目紙	
103	とじひも（１本）	
104	インデックス	
105	ふせん（２束）	
106	太陽電池式計算機	1
107	ノート	1
108	鉛筆（２Ｂ）	3
109	鉛筆（Ｈ）	
110	鉛筆（ＨＢ）	
111	シャープ替芯　ＨＢ	1
112	蛍光ペン（黄）	1
113	蛍光ペン（ピンク）	
114		
	通信用具	**個数**
115	封筒（縦、１０枚）	1
116	封筒（横、１０枚）	
117	便箋（縦罫、５０枚）	1
118	便箋（横罫、５０枚）	

	郵券等	個数
119	切手（１円）	必要数
120	切手（１０円）	
121	切手（１００円）	
122	切手（１１０円）	
123	切手（１４０円）	
124	郵便書簡（８５円）	
125	ハガキ（８５円）	
126	切手（　　円）	
127		
	その他日用品等	**個数**
128	ハンカチ	2
129	タオル	1
130	入浴用タオル	1
131	バスタオル	1
132	ちり紙（白）	必要数
133	リップクリーム	1
134	ハンドクリーム	1
135	くし	1
136	ヘアブラシ	1
	歯ブラシ（普通）	1
138	歯ブラシ（やわらかめ）	1
139	歯ブラシ（硬め）	1
140	歯ブラシケース	1
141	ＤＸカラーコップ	1
142	耳栓	1
143	使い捨てカイロ１０個入り	1
144	写真立て（白）　割れないもの	1
145	立体パズル	1
	髪止ゴム（２本）	1
147	軍手	1
	綿棒（１００本入り）	1
149	マスク（７枚入）	1
150	コンタクトケース（ソフト用）	1
151	ソフトコンタクト用保存液	1
152	ハードコンタクト用保存液	1
153	生花	1
154		
155		
156	箸	1
157	箸容器	1
158		

※「個数」欄は、一度の購入で、購入することができる最大の数です。

※黄色の項目は、在院中在所者は、購入及び差入をすることができません。

※灰色の項目：在院中在所者は、購入することができません。

女子　生活のしおり

購入物品一覧表

価格単位：円

	衣　類　類　（女子用）	個数
35	３分袖シャツ　Ｍ	３
36	３分袖シャツ　Ｌ	
37	３分袖シャツ　ＬＬ	
38	７分袖シャツ　Ｍ	
39	７分袖シャツ　Ｌ	
40	７分袖シャツ　ＬＬ	
41	ノンワイヤーブラジャーＡ７５～９０	３
42	ノンワイヤーブラジャーＢ７５～９０	
43	ノンワイヤーブラジャーＣ７５～９０	
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52	ショーツS	４
53	ショーツM	
54	ショーツL	
55	ショーツＬＬ	
56	靴下（黒）２２～２３ｃｍ	３
57	靴下（グレー）２２～２３ｃｍ	
58	タイツ　M-L	２
59	タイツ　L-LL	
60	生理帯M	２
61	生理帯L	
62	生理帯LL	
	菓子類	個数
63	クッキー	２
64	チョコレート	
65	スナック菓子	
66	あめ	
	飲料水	個数
67	ジュースA	１
68	ジュースB	
69	ジュースC	
70	オレンジジュース	
71	レモンジュース	
72		
73		

	洗　顔　料　等	個数
74	リンスインシャンプー	１
75	シャンプー	１
76	リンス	１
77	石けん	１
78	石けん箱	１
79	石けん台	
80	洗顔フォーム	１
81	ボディーソープ	１
82	練歯磨き	１
83	乳液	１
84	制汗剤	１
85	化粧水	１
	文房具	個数
86	色鉛筆（赤）	１
87	色鉛筆（青）	１
88	消しゴム	１
89	ボールペン（黒）	１
90	ボールペン替芯（黒）	１
91	シャープペン（０．５mm）	１
92	万年筆	１
93	万年筆スペアインク	１
94	サインペン（黒）	１
95	筆ペン（中字）	１
96	下敷き（ソフトタイプ）	１
97	定規（１８ｃｍ）	１
98	定規（３０ｃｍ）	１
99	筆入れ（メッシュケース）	１
100	分度器	１
101	ファイル（フラットファイル）	必要数
102	板目紙	
103	とじひも（１本）	
104	インデックス	
105	ふせん（２束）	
106	太陽電池式計算機	１
107	ノート	１
108	鉛筆（２Ｂ）	３
109	鉛筆（Ｈ）	
110	鉛筆（ＨＢ）	
111	シャープ替芯　ＨＢ	１
112	蛍光ペン（黄）	１
113	蛍光ペン（ピンク）	
114		
	通信用具	個数
115	封筒（縦、１０枚）	１
116	封筒（横、１０枚）	
117	便箋（縦罫、５０枚）	１
118	便箋（横罫、５０枚）	

	郵券等	個数
119	切手（１円）	必要数
120	切手（１０円）	
121	切手（１００円）	
122	切手（１１０円）	
123	切手（１４０円）	
124	郵便書簡（８５円）	
125	ハガキ（８５円）	
126	切手（　　円）	
127		
	その他日用品等	個数
128	ハンカチ	２
129	タオル	１
130	入浴用タオル	１
131	バスタオル	１
132	ちり紙（白）	必要数
133	リップクリーム	１
134	ハンドクリーム	１
135	くし	１
136	ヘアブラシ	１
137	歯ブラシ（普通）	１
138	歯ブラシ（やわらかめ）	１
139	歯ブラシ（硬め）	１
140	歯ブラシケース	１
141	ＤＸカラーコップ	１
142	耳栓	１
143	使い捨てカイロ１０個入り	１
144	写真立て（白）　割れないもの	１
	立体パズル	１
146	髪止ゴム（２本）	１
	軍手	１
148	綿棒（１００本入り）	１
149	マスク（７枚入）	１
150	コンタクトケース（ソフト用）	１
151	ソフトコンタクト用保存液	１
152	ハードコンタクト用保存液	１
153	生花	１
154		
155	ナプキン（昼用）	１
156	ナプキン（夜用）	１
157	羽付きナプキン（昼用）	１
158	羽付きナプキン（夜用）	１
159	おりものシート	１
160	箸（女子）	１
161	箸容器（女子　短）	１
162		
163		

※「個数」欄は、一度の購入で、購入することができる最大の数です。

※黄色の項目は、在院中在所者は、購入及び差入をすることができません。

※灰色の項目：在院中在所者は、購入することができません。